

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について 新旧対照表

○自動車検査業務等実施要領について（昭和36年自車第880号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-2（申請書の受理） 3-2-1・3-2-2（略） 3-2-3 削除</p> <p>3-2-4~3-2-8（略）</p> <p>第4号様式 自動車検査記録簿（乙） （表）</p>	<p>第3章 自動車の検査（事務関係） 3-2（申請書の受理） 3-2-1・3-2-2（略） 3-2-3 申請書に氏名を記載し押印することに代えて署名しているときは、楷書体で明瞭に申請者の氏名が記載されており、当該署名による氏名の照合に支障のないことを確認するものとする。</p> <p>3-2-4~3-2-8（略）</p> <p>第4号様式 自動車検査記録簿（乙） （表）</p>
<p>(略)</p> <p>(日本産業規格 B列5番) (裏)</p>	<p>(略)</p> <p>(日本工業規格 B列5番) (裏)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>1～7（略）</p> <p>8 軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の（1）から（3）までに より軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。</p> <p><u>（1）</u> 軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければ ならないことを請求者に周知させておくこと。</p> <p><u>（2）</u> 軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5 年間保存しなければならぬ。</p> <p><u>（3）</u> 軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車 届出済証返納証明書再交付申請書を提出させるものとする。</p> <p>第1～3号様式（略） 第4号様式</p>	<p>1～7（略）</p> <p>8 軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の（1）から（4）までに より軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。</p> <p><u>（1）</u> 軽自動車届出済証の返納があったときは、軽自動車届出済証返 納証明書交付請求書（第8号様式）を提出させ、軽自動車届出済 証と当該請求書の内容を照合確認し、請求書とともに編綴してあ る軽自動車届出済証返納証明書（第8号様式の2）にシールプレス して交付すること。</p> <p><u>（2）</u> 軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければ ならないことを請求者に周知させておくこと。</p> <p><u>（3）</u> 軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5 年間保存しなければならぬ。</p> <p><u>（4）</u> 軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車 届出済証返納証明書交付請求書に「再交付」と明確に記載させて 提出させるものとする。この場合には、紛失等の事実を記載した 書面を添付させるとともに、当初の請求書に再交付年月日及び再 交付の理由を記載しておくこと。</p> <p>第1～3号様式（略） 第4号様式</p>

第4号様式

自動車重量税過額納税証明書交付請求書

年 月 日	請求者	(氏名又は名称)	印
運輸支局長 殿	(住所)		
		(連絡先電話番号)	
下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。			
自動車検査証の交付等の日又はその翌日の交付等を受けること	自動車重量	年 月 日	
自動車登録番号(車両番号)又は車台番号	<input type="checkbox"/> 車両重量	kg	
	<input type="checkbox"/> 車両総重量	kg	
自動車重量税額	納付額	円	
	正額	円	
	過額	円	
過額納税の理由	<input type="checkbox"/> とりやめ	<input type="checkbox"/> 過大納付	
	<input type="checkbox"/> 印紙納付		(注)車台番号・車両重量を記載)
	<input type="checkbox"/> 電子納付	収納機関名	
	<input type="checkbox"/> 領収証書		
希望する還付場所	<input type="checkbox"/> 還付金の預貯金口座振込を希望する場合		
	銀行	預金種別	普通・当座・通知
	金庫・組合		()
	農協・協賛		
	本店・支店	口座番号	
	出張所	口座番号	
	本所・支所	口座番号	
備考	<input type="checkbox"/> 上記以外の場合 郵便局		
※上記のとおり過額納税の事実を証明します。			
(証明) 第 年 月 日	号		運輸支局長

A-4

第5～6号様式 (略)

第4号様式

自動車重量税過額納税証明書交付請求書

年 月 日	請求者	(氏名又は名称)	印
運輸支局長 殿	(住所)		
		(連絡先電話番号)	
下記のとおり自動車重量税法第16条第1項の規定により請求します。			
自動車検査証の交付等の日又はその翌日の交付等を受けること	自動車重量	年 月 日	
自動車登録番号(車両番号)又は車台番号	<input type="checkbox"/> 車両重量	kg	
	<input type="checkbox"/> 車両総重量	kg	
自動車重量税額	納付額	円	
	正額	円	
	過額	円	
過額納税の理由	<input type="checkbox"/> とりやめ	<input type="checkbox"/> 過大納付	
	<input type="checkbox"/> 印紙納付		(注)車台番号・車両重量を記載)
	<input type="checkbox"/> 電子納付	収納機関名	
	<input type="checkbox"/> 領収証書		
希望する還付場所	<input type="checkbox"/> 還付金の預貯金口座振込を希望する場合		
	銀行	預金種別	普通・当座・通知
	金庫・組合		()
	農協・協賛		
	本店・支店	口座番号	
	出張所	口座番号	
	本所・支所	口座番号	
備考	<input type="checkbox"/> 上記以外の場合 郵便局		
※上記のとおり過額納税の事実を証明します。			
(証明) 第 年 月 日	号		運輸支局長

A-4

第5～6号様式 (略)

第 6 号様式の 2

第 6 号様式の 2

自動車重量税過額納税証明書再交付申請理由書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者（使用者）
氏名又は名称
住所

下記自動車に係る自動車重量税過額納税証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※ 1)	
車台番号	
再交付の理由(※ 2)	紛失 ・ 乗損
紛失・乗損の事実 (※ 3)	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができます。

※ 1：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※ 2：紛失又は乗損に○を付すこと。

※ 3：紛失又は乗損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第 6 号様式の 2

第 6 号様式の 2

自動車重量税過額納税証明書再交付申請理由書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者（使用者）
氏名又は名称
住所

印

下記自動車に係る自動車重量税過額納税証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※ 1)	
車台番号	
再交付の理由(※ 2)	紛失 ・ 乗損
紛失・乗損の事実 (※ 3)	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができます。

※ 1：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。

※ 2：紛失又は乗損に○を付すこと。

※ 3：紛失又は乗損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第 6 号様式の 3 (略)

第 6 号様式の 3 (略)

第7号様式

第7号様式

自動車重量税過額納付通知書再交付申請書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者 (使用者)
氏名又は名称
住所

下記自動車に係る自動車重量税過額納付通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1)	
車台番号	
再交付の理由(※2)	紛失・棄損
紛失・棄損の事実(※3)	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することになります。
 ※1：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
 ※2：紛失又は棄損に○を付すこと。
 ※3：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第7号様式の2 (略) 第8号様式 削除

第7号様式

第7号様式

自動車重量税過額納付通知書再交付申請書

運輸支局長 殿

年 月 日

申請者 (使用者)
氏名又は名称
住所

下記自動車に係る自動車重量税過額納付通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号(※1)	
車台番号	
再交付の理由(※2)	紛失・棄損
紛失・棄損の事実(※3)	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することになります。
 ※1：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
 ※2：紛失又は棄損に○を付すこと。
 ※3：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第7号様式の2 (略) 第8号様式

第8号様式

軽自動車届出済証返納証明書交付請求書 請求者(使用者)の氏名又は名称 ⑥		車両番号	型式
住所		車名	
所有者の氏名又は名称		車台番号	
住所		原動機の型式	
使用の本拠の位置		乗車定員	人 最大積載量 kg
平成 年 月 日		自家用 事業用 の別 用途等の区分 総排気量又は 定格出力 kW 軽自動車型式 認定番号 m 高さ m	1. 一時使用中止 2. 滅失・解体 備
運輸支局長 殿		返納事由	
		備	

注 氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。

第8号様式の2 削除

第8号様式の2

第8号様式の2

軽自動車届出済証返納証明書(自動車重量税用) 請求者(使用者)の氏名又は名称		車両番号	型式
住所		車名	
所有者の氏名又は名称		車台番号	
住所		原動機の型式	
使用の本拠の位置		乗車定員	人 最大積載量 kg
平成 年 月 日		自家用 事業用 の別 用途等の区分 総排気量又は 定格出力 kW 軽自動車型式 認定番号 m 高さ m	1. 一時使用中止 2. 滅失・解体 備
運輸支局長 殿		返納事由	
持参人氏名・電話番号		備	

※この証明書がないと次回の届出の際軽自動車重量税が課税されますので、大切に保管してください。

別紙様式 (略)	別紙様式 (略)
----------	----------

○リコールの届出等に関する取扱要領について (平成 6 年自審第 1530 号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>リコールの届出等に関する取扱要領 目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 11・第 12 (略)</p> <p>第 13 <u>外国人等による届出等</u></p> <p>第 14 <u>連名による届出等</u></p> <p>第 15・第 16 (略)</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 13 <u>外国人等による届出等</u> (削る)</p> <p>外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。</p> <p>第 14 <u>連名による届出等</u> 複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合</p>	<p>リコールの届出等に関する取扱要領 目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 11・第 12 (略)</p> <p>第 13 <u>届出書等へ記入する署名等</u></p> <p>第 14 <u>届出書等への連署</u></p> <p>第 15・第 16 (略)</p> <p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 雑則</p> <p>第 13 <u>届出書等へ記入する署名等</u></p> <p>1 <u>届出書には、押印することによって、届出する者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u> <u>この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。</u></p> <p>2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。</p> <p>第 14 <u>届出書等への連署</u> 複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合</p>

には、連名で行うことができるものとする。

第15・第16 (略)

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年 月 日
国土交通大臣 殿		
届出者の氏名 又は名称 _____		
住 所 _____		
リコール届出番号	リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める構造、 装置又は性能の状況及びその原因		
改善措置の内容		
自動車使用者及び自動車特定整備事 業者等に周知させるための措置		
車 名	型 式	通 称 名
		リコール対象 車の台数
		リコール対象 車の台数
合 計		
		備 考

(日本産業規格A列4番)

には、連置で行うことができるものとする。

第15・第16 (略)

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年 月 日
国土交通大臣 殿		
届出者の氏名 又は名称 _____		
住 所 _____		
リコール届出番号	リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める構造、 装置又は性能の状況及びその原因		
改善措置の内容		
自動車使用者及び自動車特定整備事 業者等に周知させるための措置		
車 名	型 式	通 称 名
		リコール対象 車の台数
		リコール対象 車の台数
合 計		
		備 考

(日本産業規格A列4番)

備考（略）

第2号様式～第9号様式（略）

備考（略）

第2号様式～第9号様式（略）

○改造自動車等の取扱いについて（平成7年自技第239号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後																																									
<p style="text-align: center;">第1号様式（表面）</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">廠</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">連絡先（担当者）</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">試作車・組立車等届出書</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">廠</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">連絡先（担当者）</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">試作車・組立車等届出書</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">車名・型式</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">種別</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">用途</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">試作車</td> <td></td> <td style="text-align: center;">組立車</td> <td style="text-align: center;">試作車・組立車の改造</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予定車両数</td> <td colspan="3">主たる使用地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。</p>	車名・型式		種別		用途		試作車		組立車	試作車・組立車の改造	予定車両数		主たる使用地域			車台番号					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">車名・型式</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">種別</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">用途</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">試作車</td> <td></td> <td style="text-align: center;">組立車</td> <td style="text-align: center;">試作車・組立車の改造</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予定車両数</td> <td colspan="3">主たる使用地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。</p>	車名・型式		種別		用途		試作車		組立車	試作車・組立車の改造	予定車両数		主たる使用地域			車台番号				
車名・型式		種別		用途																																					
	試作車		組立車	試作車・組立車の改造																																					
予定車両数		主たる使用地域																																							
車台番号																																									
車名・型式		種別		用途																																					
	試作車		組立車	試作車・組立車の改造																																					
予定車両数		主たる使用地域																																							
車台番号																																									

改 正 前																																									
<p style="text-align: center;">第1号様式（表面）</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">廠</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">連絡先（担当者）</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">試作車・組立車等届出書</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">廠</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">連絡先（担当者）</p> <p style="text-align: center;">電 話 番 号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">試作車・組立車等届出書</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">車名・型式</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">種別</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">用途</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">試作車</td> <td></td> <td style="text-align: center;">組立車</td> <td style="text-align: center;">試作車・組立車の改造</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予定車両数</td> <td colspan="3">主たる使用地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。</p>	車名・型式		種別		用途		試作車		組立車	試作車・組立車の改造	予定車両数		主たる使用地域			車台番号					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">車名・型式</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">種別</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">用途</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">試作車</td> <td></td> <td style="text-align: center;">組立車</td> <td style="text-align: center;">試作車・組立車の改造</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予定車両数</td> <td colspan="3">主たる使用地域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車台番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。</p>	車名・型式		種別		用途		試作車		組立車	試作車・組立車の改造	予定車両数		主たる使用地域			車台番号				
車名・型式		種別		用途																																					
	試作車		組立車	試作車・組立車の改造																																					
予定車両数		主たる使用地域																																							
車台番号																																									
車名・型式		種別		用途																																					
	試作車		組立車	試作車・組立車の改造																																					
予定車両数		主たる使用地域																																							
車台番号																																									

<p>(日本産業規格 A列4番)</p>	<p>(日本工業規格 A列4番)</p>
<p>第1号様式 (裏面)</p>	<p>第1号様式 (裏面)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(日本産業規格 A列4番)</p>	<p>(日本工業規格 A列4番)</p>
<p>第2号様式 (表面)</p>	<p>第2号様式 (表面)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(日本産業規格 A列4番)</p>	<p>(日本工業規格 A列4番)</p>
<p>第2号様式 (裏面)</p>	<p>第2号様式 (裏面)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(日本産業規格 A列4番)</p>	<p>(日本工業規格 A列4番)</p>

改正後	改正前
<p>第5 申請書の提出等</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とすること。 なお、図面等でA列4番とすることが困難な場合には、折りたたんだ状態でA列4番とすること。 (削る)</p> <p style="text-align: right;">第1号様式</p>	<p>第5 申請書の提出等</p> <p>1. ～ 4. （略）</p> <p>5. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とすること。 なお、図面等でA列4番とすることが困難な場合には、折りたたんだ状態でA列4番とすること。</p> <p>6. 本取扱いで規定されている申請書等のうち、<u>押印を求めているものについては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること</u>ができることとする。</p> <p style="text-align: right;">第1号様式</p>
<p style="text-align: center;">指定 自動車整備士養成施設 申請書 認定</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">指定 認定</p> <p>自動車整備士技能検定期則の規定により自動車整備士養成施設の 受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	<p style="text-align: center;">指定 自動車整備士養成施設 申請書 認定</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">指定 認定</p> <p>自動車整備士技能検定期則の規定により自動車整備士養成施設の 受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>

<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養成施設の名称 2. 養成施設の所在地 3. 養成施設の代表者の氏名 指定 4. 受けようとする の種類の 認定 5. 養成施設の課程の名称 6. 定員 7. 養成を受ける者の資格 8. 養成しようとする整備士の種類 9. 修業年限 	<p style="text-align: center;">(日本産業規格 A 列 4 番)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 号様式</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本産業規格 A 列 4 番)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 号様式</p>
<p style="text-align: center;">備考 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本産業規格 A 列 4 番)</p>

<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養成施設の名称 2. 養成施設の所在地 3. 養成施設の代表者の氏名 指定 4. 受けようとする の種類の 認定 5. 養成施設の課程の名称 6. 定員 7. 養成を受ける者の資格 8. 養成しようとする整備士の種類 9. 修業年限 	<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 列 4 番)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 号様式</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 列 4 番)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 号様式</p>
<p style="text-align: center;">備考 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 列 4 番)</p>

第 4 号様式

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 5 号様式

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

注 (略)

第 6 号様式

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

注 (略)

(添付様式 1)

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

(添付様式 2)

(略)

第 4 号様式

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 5 号様式

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 (略)

第 6 号様式

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 (略)

(添付様式 1)

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

(添付様式 2)

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 3)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 3)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 4 その 2)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 4 その 2)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 7)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 7)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 0)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 0)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 1)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 1)

(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 3)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 3)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 4 その 2)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 4 その 2)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 7)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 7)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 0)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 0)
(略)	(略)
(日本産業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 1)	(日本工業規格 A 列 4 番) (添付様式 1 1)

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

○「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号)

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前																	
別添 基準緩和自動車の認定要領 第1～第21 (略) 別表1 (略) 別表2 2条件並びに保安上及び公害防止上の制限(第7及び第13関係)	別添 基準緩和自動車の認定要領 第1～第21 (略) 別表1 (略) 別表2 2条件並びに保安上及び公害防止上の制限(第7及び第13関係)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準緩和項目 (数字番号)</th> <th>条件又は制限 (数字番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長さ(001) ～ ABS(068)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>衝突被害軽減ブレーキ(074)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)	長さ(001) ～ ABS(068)	略	衝突被害軽減ブレーキ(074)	略	リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準緩和項目 (数字番号)</th> <th>条件又は制限 (数字番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長さ(001) ～ ABS(068)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>被害軽減ブレーキ(074)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)	長さ(001) ～ ABS(068)	略	被害軽減ブレーキ(074)	略	リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	略
基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)																		
長さ(001) ～ ABS(068)	略																		
衝突被害軽減ブレーキ(074)	略																		
リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	略																		
基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限 (数字番号)																		
長さ(001) ～ ABS(068)	略																		
被害軽減ブレーキ(074)	略																		
リアオーバーハング(017) ～ 上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	略																		
【備考】(1)～(2) 略 別表3～4 (略) 第1号様式(第5関係)	【備考】(1)～(2) 略 別表3～4 (略) 第1号様式(第5関係)	<p>基準緩和認定申請書</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者の氏名又は名称 印</p>	<p>基準緩和認定申請書</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者の氏名又は名称 印</p>																

住	所
<p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 8 認定を必要とする理由 9 省略する添付資料 	

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)削除
(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(3)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(4)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車については、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
(5)一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

住	所
<p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 8 認定を必要とする理由 9 省略する添付資料 	

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の簡所に署名する。
(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(5)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第22号に規定する自動車については、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
(6)一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

(日本産業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

(6)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第1号様式（第5第6項関係）

地方運輸局長 殿

宣 誓 書

基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成9年9月

19日付け自技第193号）の第4第3項に該当する処分を受けて

いないことを宣誓いたします。

年 月 日

申請者の氏名又は名称 _____
住 所 _____

(7)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第1号様式（第5第6項関係）

地方運輸局長 殿

宣 誓 書

基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成9年9月

19日付け自技第193号）の第4第3項に該当する処分を受けて

いないことを宣誓いたします。

年 月 日

申請者の氏名又は名称 _____ 印
住 所 _____

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更申請書

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住 所

申請者の氏名又は名称

住 所

印

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1 基準緩和認定番号及び認定年月日

(日本工業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更申請書

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住 所

印

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1 基準緩和認定番号及び認定年月日

2	車名及び型式
3	種別及び用途
4	自動車登録番号及び車台番号
5	変更事項及び変更事由
6	変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)削除
- (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式(第8関係)

基準緩和認定書	号
殿	年 月 日
	地方運輸局長

2	車名及び型式
3	種別及び用途
4	自動車登録番号及び車台番号
5	変更事項及び変更事由
6	変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式(第8関係)

基準緩和認定書	号
殿	年 月 日
	地方運輸局長

<p>年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第5.5条の規定に基づき、基準緩和を認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 車台番号又は製造番号 5 使用の本拠の位置 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限 7 基準緩和の期限 <p>(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。</p> <p style="text-align: right;">備考 (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p>	
---	--

<p>年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第5.5条の規定に基づき、基準緩和を認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 車台番号又は製造番号 5 使用の本拠の位置 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限 7 基準緩和の期限 <p>(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。</p> <p style="text-align: right;">備考 (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p>	
---	--

第4号様式（第9関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第5.5条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置

第4号様式（第9関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第5.5条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置

6	初回の基準緩和認定
7	前回及び前々回の基準緩和認定
8	構造又は使用の態様の特殊性
9	認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
10	認定を必要とする理由
11	変更事項の有無

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 (2)削除
 (2)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
 (3)初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくともよい。

第5号様式(第9関係)

基準緩和認定書 (継続)	
番	号
年	日

6	初回の基準緩和認定
7	前回及び前々回の基準緩和認定
8	構造又は使用の態様の特殊性
9	認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
10	認定を必要とする理由
11	変更事項の有無

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
 (3)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。
 (4)初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくともよい。

第5号様式(第9関係)

基準緩和認定書 (継続)	
番	号
年	日

<p style="text-align: center;">殿 地方運輸局長</p> <p>年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号（車台番号） 5 使用の本拠の位置 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限 7 基準緩和の期限 <p>(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。</p>	<p style="text-align: center;">殿 地方運輸局長</p> <p>年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号（車台番号） 5 使用の本拠の位置 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限 7 基準緩和の期限 <p>(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。</p>
---	---

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書

年 月 日

地方整備局
県 市

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

- 1 申請日
- 2 申請者名
- 3 申請者連絡先

(日本工業規格A列4番)

第6号様式(第16関係)

特殊車両通行許可確認書

年 月 日

地方整備局
県 市

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

- 1 申請日
- 2 申請者名
- 3 申請者連絡先

4 車名及び型式

5 車両の諸元及び通行経路の概要 (別添)

6 地方運輸局問い合わせ先

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 5の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可事前確認書、運行経路図とする。

第7号様式 (第16関係)

特殊車両通行許可確認書 (回答)

年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

地方整備局
県 市
特殊車両通行許可事務担当課

4 車名及び型式

5 車両の諸元及び通行経路の概要 (別添)

6 地方運輸局問い合わせ先

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 5の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可事前確認書、運行経路図とする。

第7号様式 (第16関係)

特殊車両通行許可確認書 (回答)

年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

地方整備局
県 市
特殊車両通行許可事務担当課

令和 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

(日本産業規格A列4番)

第8号様式（第8及び第9関係）

番 年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

平成 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が道路法第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

(日本工業規格A列4番)

第8号様式（第8及び第9関係）

番 年 月 日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

備考

(日本産業規格A列4番)

(1) 各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考1 (別表第1 個別緩和・継続緩和の場合)

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

年 月 日

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

備考

(日本工業規格A列4番)

(1) 各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考1 (別表第1 個別緩和・継続緩和の場合)

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

年 月 日

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、
車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第
5 5 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓
約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通过法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1 に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

（安全性優良事業所の場合）

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)削除
- (3)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5)車台番号の打刻のない自動車については、製造番号とする。
- (6)2 の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用

（日本産業規格 A 列 4 番）

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、
車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第
5 5 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓
約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通过法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1 に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

（安全性優良事業所の場合）

本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所^に署名する。
- (3)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5)車台番号の打刻のない自動車については、製造番号とする。
- (6)2 の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用

（日本工業規格 A 列 4 番）

自動車の申請に限る。

(6)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考 2 (別表第 1 一括緩和の場合)

地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 住 所
誓 約 書	
弊社が基準緩和を申請する車名、型式、型式車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第 5 5 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。	
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。	
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交法、道路法その他の関係法令を厳守すること。	
3 1 に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て	

自動車の申請に限る。

(7)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考 2 (別表第 1 一括緩和の場合)

地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称 住 所	申請者の氏名又は名称 住 所
誓 約 書	
弊社が基準緩和を申請する車名、型式、型式車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第 5 5 条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。	
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。	
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交法、道路法その他の関係法令を厳守すること。	
3 1 に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て	

はしないこと。

- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)削除
(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
(5)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3 (別表第1関係)

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の認定申請に際し、設計上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

年 月 日

はしないこと。

- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所^に署名する。
(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
(5)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3 (別表第1関係)

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の認定申請に際し、設計上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

年 月 日

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名
氏名
連絡先

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。
- (2) 削除
- (2) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。

参考 4 (別表第 1 関係)

地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称	印
住 所	

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名
氏名
連絡先

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
- (3) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。

参考 4 (別表第 1 関係)

地方運輸局長 殿	年 月 日
申請者の氏名又は名称	印
住 所	

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段階減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表（要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表）

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度が100km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段階減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表（要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表）

（日本工業規格A列4番）

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

(2) 削除

(2) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考 5 (別表第 1 関係)

第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、○○空港の制限区域内において、緊急車両又は保安用車両のため青色の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車
(1) 車名及び型式 :

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考 5 (別表第 1 関係)

第 号
年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、○○空港の制限区域内において、緊急車両又は保安用車両のため青色の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車
(1) 車名及び型式 :

(2) 種別及び用途 :

(3) 車体の形状 :

(4) 自動車登録番号又は車両番号 :

(5) 車台番号 :

(6) 使用の本拠の位置 :

(7) 自動車の使用者 :

2. 点滅灯火の使用区域

点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考

(1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。

(2) 削除

(3) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認められた場合には、その者の証明とすることができる。

(4) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合又は自動車制限区域内車両使用承認証を返納する場合には、飛行場の設置者等へ返納する必要がある。

(日本産業規格 A 列 4 番)

参考 6 (第 1 5 及び第 1 9 関係)

年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

(2) 種別及び用途 :

(3) 車体の形状 :

(4) 自動車登録番号又は車両番号 :

(5) 車台番号 :

(6) 使用の本拠の位置 :

(7) 自動車の使用者 :

2. 点滅灯火の使用区域

点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考

(1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認められた場合には、その者の証明とすることができる。

(4) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合又は自動車制限区域内車両使用承認証を返納する場合には、飛行場の設置者等へ返納する必要がある。

(日本工業規格 A 列 4 番)

参考 6 (第 1 5 及び第 1 9 関係)

平成 年 月 日

保安基準等適合検討結果確認証明書

証明者氏名又は名称

〇〇〇自動車株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

1. 当該自動車の車台を特定する記号
〇〇〇〇－△△△△
2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準第〇〇条 △△△△

以上

(日本産業規格A列4番)

証明者氏名又は名称

〇〇〇自動車株式会社
取締役社長 〇〇 〇〇

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

1. 当該自動車の車台を特定する記号
〇〇〇〇－△△△△
2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準第〇〇条 △△△△

以上

(日本工業規格A列4番)

参考 7 (別表第 1 関係)

第 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 2 条第 3 項に定める国際埠頭施設であって、同法第 3 2 条及び第 3 3 条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第 2 9 条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車

参考 7 (別表第 1 関係)

第 号
年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第 2 条第 3 項に定める国際埠頭施設であって、同法第 3 2 条及び第 3 3 条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第 2 9 条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

1. 使用自動車

<p>(1) 車名及び型式 :</p> <p>(2) 種別及び用途 :</p> <p>(3) 車体の形状 :</p> <p>(4) 自動車登録番号又は車両番号 :</p> <p>(5) 車台番号 :</p> <p>(6) 使用の本拠の位置 :</p> <p>(7) 自動車の使用者 :</p> <p>2. 回転灯の使用区域 別添参照</p> <p>備考 証明者の氏名については、<u>港湾事務所等の長とする。</u> <u>(2) 削除</u></p> <p>(日本産業規格 A 列 4 番)</p> <p>参考 8 (別表第 1 関係)</p> <p>年月日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p>
--

<p>(1) 車名及び型式 :</p> <p>(2) 種別及び用途 :</p> <p>(3) 車体の形状 :</p> <p>(4) 自動車登録番号又は車両番号 :</p> <p>(5) 車台番号 :</p> <p>(6) 使用の本拠の位置 :</p> <p>(7) 自動車の使用者 :</p> <p>2. 回転灯の使用区域 別添参照</p> <p>備考 <u>(1) 証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。</u> <u>(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。</u></p> <p>(日本工業規格 A 列 4 番)</p> <p>参考 8 (別表第 1 関係)</p> <p>年月日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p>
--

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名 、型式 、
 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保
 安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、
 当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理
 者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路（別添：運行経路図）

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考
 (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 (2) 削除
 (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名 、型式 、
 車台番号 の自動車について、道路運送車両の保
 安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、
 当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理
 者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路（別添：運行経路図）

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考
 (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
 (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
 (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

改正後	改正前
<p>別添 自動車型式認証実施要領 目次（略）</p> <p>別添1 自動車型式指定実施要領 目次 第1～第4（略） 第5 削除 第6～第11（略） 第12 連名による記載 第13（略） 第14 外国人等による届出等 第15～第17（略） 第1～第4（略） 第5 削除</p> <p>第6（略） 第7 完成検査終了証 1 完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁</p>	<p>別添 自動車型式認証実施要領 目次（略）</p> <p>別添1 自動車型式指定実施要領 目次 第1～第4（略） 第5 完成検査終了証の印鑑等の届出 第6～第11（略） 第12 連置 第13（略） 第14 申請書等に記入する署名等 第15～第17（略） 第1～第4（略） 第5 完成検査終了証の印鑑等の届出</p> <p>1 法第75条第5項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することのみにより完成検査終了証の発行を行う場合に限り、型式指定規則第6条第1項第1号の規定による印鑑等の届出を要しない。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する以外の方法により完成検査終了証の発行を行うこととした場合には、速やかに印鑑等の届出を行うものとする。</p> <p>2 型式指定規則第6条第1項第1号の規定により届出を行う完成検査終了証に記載すべき事項は、指定を受けた者（その者が法人であるときは、その代表者）の署名とする。</p> <p>第6～第13（略） 第7 完成検査終了証 1 完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁</p>

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。)を行う場合には、次の点に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 第12により連名で完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第8条第2項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該連名で記載をすべき者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。

2 (略)

第8～第11 (略)

第12 連名による記載

第1第2項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連名で記載しなければならない。

(1)～(4)

第13 (略)

第14 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第15～第17 (略)

別表 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第7関係)

1 (1)～(16) (略)

(15) 「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。)を行う場合には、次の点に留意すること。

- (1) (略)
- (2) 第12により連署して完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第8条第2項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該連署をすべき者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。

2 (略)

第8～第11 (略)

第12 連署

第1第2項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連署しなければならない。

(1)～(4)

第13 (略)

第14 申請書等に記入する署名等

1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、届出又は報告する者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者)が署名することができる。

2 外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第15～第17 (略)

別表 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第7関係)

1 (1)～(16) (略)

(15) 「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

ただし、本要領第12により連名で発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16) 「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第12により連名で発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

(削る)

2 (略)

3 完成検査終了証の記載方法

(1)～(4) (略)

(5) 記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正すること。

(例) 1. 4 5

~~1-5-4~~

(6) 本要領第12の規定により連名で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。

別表 (略)

別紙3 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領

目次

第1～第6 (略)

第7 外国人等による届出等

第8・第9 (略)

第1～第6 (略)

第7 外国人等による届出等

ただし、本要領第12により連署して発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16) 「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第12により連署して発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

(17) 「印鑑」

型式指定規則第6条第1項第1号又は第3号の規定により届出した印鑑又は署名を押印又は記入すること。

2 (略)

3 完成検査終了証の記載方法

(1)～(4) (略)

(5) 記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正し、訂正個所には型式指定規則第6条第1項第1号又は第3号の規定により届出した印鑑又は署名を押印又は記入すること。

(例) 1. 4 5

~~1-5-4~~ 印

(6) 本要領第12の規定により連署で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。

別表 (略)

別紙3 (略)

第1号様式～第3号様式 (略)

別添2 新型自動車取扱要領

目次

第1～第6 (略)

第7 届出書等に記入する署名等

第8・第9 (略)

第1～第6 (略)

第7 届出書等に記入する署名等

(削る)

外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第8・第9 (略)

別表 (略)

第1号様式 (新型自動車届出書) (第2関係)

国土交通大臣殿	
新型自動車届出書	
年 月 日	
届出者の氏名 又は名称	
住所	
車名及び型式	
種 別	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備 考	

1 届出書又は報告書には、押印することに代えて届出又は報告をする者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者)が署名することができる。

2 外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第8・第9 (略)

別表 (略)

第1号様式 (新型自動車届出書) (第2関係)

国土交通大臣殿	
新型自動車届出書	
年 月 日	
届出者の氏名 又は名称	
住所	
車名及び型式	
種 別	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

備考1 車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあつては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。
 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

(削る)

第2号様式 (新型自動車変更届出書) (第4関係)

国土交通大臣殿	新型自動車変更届出書	年 月 日
	届出者の氏名 又は名称	
	住所	
車名及び型式		
変更事項及び		
変更事由		
変更年月日		

(日本産業規格A列4番)

備考1 車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあつては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。
 2 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

3 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第2号様式 (新型自動車変更届出書) (第4関係)

国土交通大臣殿	新型自動車変更届出書	年 月 日
	届出者の氏名 又は名称	
	住所	
車名及び型式		
変更事項及び		
変更事由		
変更年月日		

備	
考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(削る)

別添 3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要

領

- 目次
- 第 1 1 ～ 第 1 1 (略)
 - 第 1 2 外国人等による届出等
 - 第 1 3 ・ 第 1 4 (略)
 - 第 1 ～ 第 1 1 (略)
 - 第 1 2 外国人等による届出等 (削る)

外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

- 第 1 3 ・ 第 1 4 (略)
- 別表 (略)
- 第 1 号様式 (型式認定申請書) (第 2 関係)

備	
考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

別添 3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要

領

- 目次
- 第 1 1 ～ 第 1 1 (略)
 - 第 1 2 申請書等へ記入する署名等
 - 第 1 3 ・ 第 1 4 (略)
 - 第 1 ～ 第 1 1 (略)
 - 第 1 2 申請書等へ記入する署名等
 - 1 申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者 (法人にあってはその代表者又はその法人のもの) であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者が署名することができる。

2 外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

- 第 1 3 ・ 第 1 4 (略)
- 別表 (略)
- 第 1 号様式 (型式認定申請書) (第 2 関係)

() 型式認定申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

車 名 及 び 型 式	
車 台 の 名 称 及 び 型 式	
車 体 の 名 称 及 び 型 式	
主たる製作工場の名称及び 住 所 在 地	
完成検査を実施する工場 の 名 称 及 び 所 在 地	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

備考1～3 (略)
(削る)

第2号様式 (変更承認申請書) (第7関係)

() 型式認定申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

印

車 名 及 び 型 式	
車 台 の 名 称 及 び 型 式	
車 体 の 名 称 及 び 型 式	
主たる製作工場の名称及び 住 所 在 地	
完成検査を実施する工場 の 名 称 及 び 所 在 地	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

備考1～3 (略)

4. 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ
と。

第2号様式 (変更承認申請書) (第7関係)

() 変更承認申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型式	認定番号	号
車名	及び	型式
変更	事項	及び
変更	事由	由
変更	年月	日
備考		

備考 1・2 (略)
(削る)

第 3 号様式 (変更届出書) (第 7 関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

() 変更承認申請書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

印

型式	認定番号	号
車名	及び	型式
変更	事項	及び
変更	事由	由
変更	年月	日
備考		

備考 1・2 (略)

3. 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ
と。

第 3 号様式 (変更届出書) (第 7 関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

() 変更届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び	
変更事由	
変更年月日	
備考	

備考 1・2 (略)
(削る)

第 4 号様式 (製作等廃止届) (第 7 関係)

() 変更届出書

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び	
変更事由	
変更年月日	
備考	

備考 1・2 (略)
(日本産業規格 A 列 4 番)

3. 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名するこ
と。

第 4 号様式 (製作等廃止届) (第 7 関係)

() 製作等廃止届

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型 式 認 定 番 号	
車 名 及 び 型 式	
製 作 等 廃 止 事 由	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

備考1～3 (略)
(削る)

第5号様式～第7号様式 (略)

別添4 製造過程自動車の型式認定要領

目次

- 第1～第10 (略)
- 第11 外国人等による届出等
- 第12 (略)
- 第1～第10 (略)

() 製作等廃止届

国土交通大臣殿

年 月 日

申請者の氏名
又は名称

住 所

型 式 認 定 番 号	
車 名 及 び 型 式	
製 作 等 廃 止 事 由	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

備考1～3 (略)

4 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第5号様式～第7号様式 (略)

別添4 製造過程自動車の型式認定要領

目次

- 第1～第10 (略)
- 第11 申請書等へ記入する署名等
- 第12 (略)
- 第1～第10 (略)

第11 外国人等による届出等
(削る)

外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第12 (略)
別表 (略)

第1号様式 (製造過程自動車の型式認定申請書) (第2関係)

製造過程自動車の型式認定申請書		年 月 日
国土交通大臣 殿	申請者の氏名 又は名称	住 所
車名及び型式		
車台の名称及び型式		
主たる製作工場の名称及び所在地		
備考		

第11 申請書等へ記入する署名等

1 申請書、届出書又は報告書には、押印することによって、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

2 外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第12 (略)
別表 (略)

第1号様式 (製造過程自動車の型式認定申請書) (第2関係)

製造過程自動車の型式認定申請書		年 月 日
国土交通大臣 殿	申請者の氏名 又は名称	住 所
車名及び型式		
車台の名称及び型式		
主たる製作工場の名称及び所在地		
備考		

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
 なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

(削る)

第 2 号様式・第 3 号様式 (略)

第 4 号様式 (製造過程自動車出荷検査終了証) (第 7 関係)

製造過程自動車出荷検査終了証		証明番号
		年 月 日
製作者等の氏名又は名称 住 所		
型式認定 番号	類別区分番号	
車名及び型式		
原動機の型式		
車台番号		
備 考		

(日本産業規格 A 列 5 番)

(削る)

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 1 主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。
 なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

備考 2 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第 2 号様式・第 3 号様式 (略)

第 4 号様式 (製造過程自動車出荷検査終了証) (第 7 関係)

製造過程自動車出荷検査終了証		証明番号
		年 月 日
製作者等の氏名又は名称 住 所		
型式認定 番号	類別区分番号	
車名及び型式		
原動機の型式		
車台番号		
備 考		

(日本産業規格 A 列 5 番)

備考 1 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第5号様式（製造過程自動車の型式認定変更届出書）（第8関係）

製造過程自動車の型式認定変更届出書			
国土交通大臣 殿	年 月 日		
届出者の氏名 又は名称 住所			
型式 車名	認定 及び	番号 型式	
変更 事項	及 び	変 更 事 由	
変 更 年 月 日			
備		考	

（削る）

（日本産業規格A列4番）

第6号様式（製造過程自動車製作等廃止届）（第8関係）

第5号様式（製造過程自動車の型式認定変更届出書）（第8関係）

製造過程自動車の型式認定変更届出書			
国土交通大臣 殿	年 月 日		
届出者の氏名 又は名称 住所			
型式 車名	認定 及び	番号 型式	
変 更 事 由	及 び	変 更 事 由	
変 更 年 月 日			
備		考	

備考1 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名すること。

第6号様式（製造過程自動車製作等廃止届）（第8関係）

（日本産業規格A列4番）

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名
又は名称
住所

型式 車名及び型式	認定番号
製作等廃止事由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

(削る)

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第29条及び第30条並びに施行規則第27条、第30条、第31条、第70条第1項第1号及び第2号の規定によるほか、以下のとおり定める。

1. 打刻届出書の提出
(1)～(4) (略)
(削る)

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名
又は名称
住所

型式 車名及び型式	認定番号
製作等廃止事由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

備考1 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第29条及び第30条並びに施行規則第27条、第30条、第31条、第70条第1項第1号及び第2号の規定によるほか、以下のとおり定める。

1. 打刻届出書の提出
(1)～(4) (略)
(5) 届出書等に記入する署名等
申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する者(法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者)が署名することが

できる。

2. ～8. (略)

第1号様式 (自動車の車台番号等の打刻変更届)

自動車の変更届 車台番号の打刻 原動機の型式 廃止		年 月 日
国土交通大臣殿		届出者の氏名又は名称 住 所
車 名 及 び 型 式	印	
車 台 の 名 称 及 び 型 式 原動機	式	
変更事項	届出者の氏名又は 名称及び住所	新 旧
	打刻を行う事業場 の名称及び所在地	新 旧
	製作を廃止した日	年 月 日
	備考	

長

辺

2. ～8. (略)

第1号様式 (自動車の車台番号等の打刻変更届)

自動車の変更届 車台番号の打刻 原動機の型式 廃止		年 月 日
国土交通大臣殿		届出者の氏名又は名称 住 所
車 名 及 び 型 式	式	
車 台 の 名 称 及 び 型 式 原動機	式	
変更事項	届出者の氏名又は 名称及び住所	新 旧
	打刻を行う事業場 の名称及び所在地	新 旧
	製作を廃止した日	年 月 日
	備考	

長

辺

短 辺 (日本産業規格A列4番)
備考 (略)

第2号様式 (輸入自動車打刻指定申請書)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機					
国土交通大臣殿 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td>受付年月日</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </table>	受付番号	受付年月日	※	※
受付番号	受付年月日				
※	※				
申請者の氏名又は名称 住 所					
事業場の名称及び所在地					
申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規					
打刻責任者 氏名 職名					
打刻しようとする自動車の製作者名					
打刻しようとする自動車	車名 数量				
打刻しようとする車台の製作者名					

長 辺

短 辺 (日本産業規格A列4番)
備考 (略)

第2号様式 (輸入自動車打刻指定申請書)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機					
国土交通大臣殿 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td>受付年月日</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>※</td> </tr> </table>	受付番号	受付年月日	※	※
受付番号	受付年月日				
※	※				
申請者の氏名又は名称 住 所					
事業場の名称及び所在地					
申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規					
打刻責任者 氏名 職名					
打刻しようとする自動車の製作者名					
打刻しようとする自動車	車名 数量				
打刻しようとする車台の製作者名					

長 辺

打刻しようとする原動機の製作者 名	
備考	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

備考 (略)

第3号様式 (輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機	
国土交通大臣殿	年 月 日
住 所	届出の氏名又は名称 所
指定年月日	指定番号
変更事項及び 変更年月日	
備考	

長 〇

辺

短 辺 (日本産業規格A列4番)

備考 (略)

打刻しようとする原動機の製作者 名	
備考	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

備考 (略)

第3号様式 (輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機	
国土交通大臣殿	年 月 日
住 所	届出の氏名又は名称 所
指定年月日	指定番号
変更事項及び 変更年月日	
備考	


長 〇

辺

短 辺 (日本産業規格A列4番)


備考 (略)

別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1

<p style="text-align: center;">自動車 の 打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○○番地 令和 年 月 日</p>			
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-AB2	富士E-CD1 富士E-CD2	富士E-EF1 富士E-EF2
車台の名称及び原動機 び型式	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	<p>AB-100001 └─型式</p> <p>└─連番号</p> <p>訂正様式AB1-10000X1</p>		
打刻字体	ABCDEF0123456789-x①		
打刻位置説明図	<p style="text-align: center;">車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> 		

長 辺

別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1

<p style="text-align: center;">自動車 の 打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 印 住所 ○○県○○市○○町○○番地 平成 年 月 日</p>			
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-AB2	富士E-CD1 富士E-CD2	富士E-EF1 富士E-EF2
車台の名称及び原動機 び型式	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	<p>AB-100001 └─型式</p> <p>└─連番号</p> <p>訂正様式AB1-10000X1</p>		
打刻字体	ABCDEF0123456789-x①		
打刻位置説明図	<p style="text-align: center;">車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> 		

長 辺

車台の型式 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地	車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地
打刻を行う事業場の名称及び所在地	打刻を行う事業場の名称及び所在地
備考	備考

短 辺 (日本産業規格A列4番)
参考資料 (略)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

<p>自動車 の 打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 平成 年 月 日</p>	
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2

長 辺



車台の型式 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地	車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地
打刻を行う事業場の名称及び所在地	打刻を行う事業場の名称及び所在地
備考	備考



短 辺 (日本産業規格A列4番)
参考資料 (略)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

<p>自動車 の 打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 平成 年 月 日</p>	
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-CD1 富士E-EF1 富士E-AB2 富士E-CD2 富士E-EF2

長 辺

車台 の名称 及び型式	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	車台の型式 ABの場合 AB-1000001 └──┬── 一連番号 型式 訂正様式AB1-100000 5 ^{⑦3} 1		
打刻字体	車台の型式 ABの場合 ABCDEF0123456789-× ^⑦ ABCDEF0123456789-× ^⑦ ABCDEF0123456789-×^⑦ 車台の型式 CD及びEFの場合 ABCDEF0123456789-× ^⑦ ABCDEF0123456789-×^⑦		
打刻位置説明 図	車台の型式 AB及びCDの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの上面 車台の型式 EFの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの左側面		

車台 の名称 及び型式	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	車台の型式 ABの場合 AB-1000001 └──┬── 一連番号 型式 訂正様式AB1-100000 0 ^{⑦3} 1		
打刻字体	車台の型式 CD及びEFの場合 CD-100000001 └──┬── 一連番号 型式 訂正様式CD01-100000 0 ^{⑦3} 51		
打刻位置説明 図	車台の型式 AB及びCDの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの上面 車台の型式 EFの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの左側面		

車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地	打刻を行う事業場の名称及び所在地
備考	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

附則3～附則4の2 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1～1-5 (略)

1-6 車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-7～1-17 (略)

1-18 車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-19～1-37 (略)

2～31 (略)

附則5の2～附則14 (略)

車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地	打刻を行う事業場の名称及び所在地
備考	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

参考資料 (略)

附則3～附則4の2 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1～1-5 (略)

1-6 車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、型式指定規則第10条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-7～1-17 (略)

1-18 車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、型式指定規則第10条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

1-19～1-37 (略)

2～31 (略)

附則5の2～附則14 (略)

附則 1 5 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領

第 1 号様式 (排出ガス検査終了証) (第 2 関係)

型式指定番号		一酸化炭素等 発散防止装置 の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
車台番号		粒子状物質	

備考 (削る)

証明番号
年 月 日
排出ガス検査終了証
製作者等の氏名又は名称
住所

(日本産業規格 A 列 5 番)

備考 (削る)

1 ~ 5 (略)

附則 1 6 ~ 附則 2 0 (略)

附則 1 5 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領

第 1 号様式 (排出ガス検査終了証) (第 2 関係)

型式指定番号		一酸化炭素等 発散防止装置 の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
車台番号		粒子状物質	

備考

証明番号
年 月 日
排出ガス検査終了証
製作者等の氏名又は名称
住所

(日本産業規格 A 列 5 番)

備考 1 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

2 ~ 6 (略)

附則 1 6 ~ 附則 2 0 (略)

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年自技第215号、自審第1253号、自環第222号）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添 装置型式指定実施要領 第1～第4（略） 第5 <u>英語訳の併記</u> （削る）</p> <p>申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。 第6～第9（略） 別記様式1～別添52（略）</p>	<p>別添 装置型式指定実施要領 第1～第4（略） 第5 <u>申請書等へ記入する署名</u></p> <p><u>1 型式指定の申請又は届出をする場合における申請書又は届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請又は届出に關する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p><u>2 申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。</u> 第6～第9（略） 別記様式1～別添52（略）</p>

改正後	改正前
<p>別添 輸入自動車特別取扱制度 目次（略） 第1～第4（略） 別紙 輸入自動車特別取扱要領 目次 第1～第6（略） 第7 <u>削除</u> 第8～第11（略） 第1～第6（略） 第7 <u>削除</u></p> <p>第8（略） 第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 1（略） 2 届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第1及び第6の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載するものとする。 3（略） 第10・第11（略） 別表（略）</p>	<p>別添 輸入自動車特別取扱制度 目次（略） 第1～第4（略） 別紙 輸入自動車特別取扱要領 目次 第1～第6（略） 第7 <u>届出書等へ記入する署名</u> 第8～第11（略） 第1～第6（略） 第7 <u>届出書等へ記入する署名</u> <u>外国人又は外国法人が輸入自動車特別取扱の届出その他の届出又は報告をする場合における届出書又は報告書には、押印に代えて届出又は報告をする者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名してもよい。</u> 第8～第11（略） 第9 新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 1（略） 2 届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第1及び第6の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載し、押印するものとする。 3（略） 第10・第11（略） 別表（略）</p>

第1号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第1関係)

輸入自動車特別取扱届出書	
国土交通大臣 殿	年 月 日
届出者の氏名又は名称 _____	
住所 _____	
車名及び型式	
種別	
主たる製作工場の名称及び所在地	
年間販売予定台数	
備考	

(日本産業規格A列4番)

注) (略)

第2号様式・第3号様式 (略)

第4号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第3関係)

(表)

第1号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第1関係)

輸入自動車特別取扱届出書	
国土交通大臣 殿	年 月 日
届出者の氏名又は名称 _____ 印	
住所 _____	
車名及び型式	
種別	
主たる製作工場の名称及び所在地	
年間販売予定台数	
備考	

(日本産業規格A列4番)

注) (略)

第2号様式・第3号様式 (略)

第4号様式 (輸入自動車特別取扱届出書) (取扱要領第3関係)

(表)

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式 自動車の用途	自動車の種別 車体の形状	
原動機の型式 (総排気量)	軸 距 (m)	(L)
窒素酸化物 (g/km, g/kWh)	粒子状物質 (g/km, g/kWh)	
届出年月日、決裁番号		
変更届出年月日、決裁番号		
備考		

第 号
年 月 日

国土交通省自動車局

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式 自動車の用途	自動車の種別 車体の形状	
原動機の型式 (総排気量)	軸 距 (m)	(L)
窒素酸化物 (g/km, g/kWh)	粒子状物質 (g/km, g/kWh)	
届出年月日、決裁番号		
変更届出年月日、決裁番号		
備考		

第 号
年 月 日

国土交通省自動車局

審査・リコール課長

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(取扱要領第9第2項の確認結果)

年 月 日

届出者の氏名又は名称

(車台番号拓本の貼付位置)

審査・リコール課長 印

(日本産業規格A列4番)

(裏)

(取扱要領第9第2項の確認結果)

年 月 日

届出者の氏名又は名称

_____ 印

(車台番号拓本の貼付位置)

注) 当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができる。
この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第5号様式 (「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書) (取扱要領第3関係)

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

住所

さきに交付を受けた下記1の自動車の届出済書については、下記2の理由により、下表のとおり返納します。

記

1. 対象自動車
車名・型式 (PHP番号)
決裁番号 (自審第 号)
年月日

注) 当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができる。
この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第5号様式 (「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書) (取扱要領第3関係)

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

印

住所

さきに交付を受けた下記1の自動車の届出済書については、下記2の理由により、下表のとおり返納します。

記

1. 対象自動車
車名・型式 (PHP番号)
決裁番号 (自審第 号)
年月日

2. 返納の理由

3. 返納する届出済書

届出済書番号		枚数	届出済書番号		枚数
始番号	終番号		始番号	終番号	
交付を受けた枚数 (A)			合計(C)		
			使用枚数 (B)		

注) (C) = (A) - (B)

第6号様式 (輸入自動車特別取扱変更届出書) (取扱要領第6関係)

2. 返納の理由

3. 返納する届出済書

届出済書番号		枚数	届出済書番号		枚数
始番号	終番号		始番号	終番号	
交付を受けた枚数 (A)			合計(C)		
			使用枚数 (B)		

注) (C) = (A) - (B)

第6号様式 (輸入自動車特別取扱変更届出書) (取扱要領第6関係)

輸入自動車特別取扱変更届出書	
国土交通大臣 殿	年 月 日
届出者の氏名又は名称	

住所 _____	
車名及び型式 (P H P 番号)	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

1. 打刻届出書の提出
 (1) ~ (3) (略)
 (削る)

輸入自動車特別取扱変更届出書	
国土交通大臣 殿	年 月 日
届出者の氏名又は名称	
_____ 印	
住所 _____	
車名及び型式 (P H P 番号)	
変更事項及び変更事由	
変 更 年 月 日	
備 考	

(日本産業規格A列4番)

附則1 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

1. 打刻届出書の提出
 (1) ~ (3) (略)
 (4) 届出書等に記入する署名

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する

者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる

2. ～5. (略)

6. 地方運輸局等の經由

前記「1. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「2. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局（沖繩総合事務局を含む。以下同じ。）を經由して国土交通大臣に提出することができる。

(1) 法第30条第1項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機（以下「輸入自動車等」という。）の車台番号等の打刻届出書の經由は、次にによるものとする。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付した旨を記載するものとする。

(オ) ～ (カ) (略)

(2) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第63条の3第1項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第2項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限り、）が同条第2項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の經由は、次にによるものとする。

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写1通に受付した旨を記載するものとする。

(エ) ～ (キ) (略)

7. (略)

2. ～5. (略)

6. 地方運輸局等の經由

前記「1. 輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「2. 打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局（沖繩総合事務局を含む。以下同じ。）を經由して国土交通大臣に提出することができる。

(1) 法第30条第1項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機（以下「輸入自動車等」という。）の車台番号等の打刻届出書の經由は、次にによるものとする。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付印を押印するものとする。

(オ) ～ (カ) (略)

(2) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第63条の3第1項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第2項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限り、）が同条第2項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の經由は、次にによるものとする。

(ア) ・ (イ) (略)

(ウ) 地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写1通に受付印を押印するものとする。

(エ) ～ (キ) (略)

7. (略)

第2号様式 (輸入自動車打刻指定申請書)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機		国土交通大臣 殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称 住 所 事業場の名称及び所在地 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 打刻責任者 氏名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車名 数量 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 備考	国土交通大臣 殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称 住 所 事業場の名称及び所在地 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 打刻責任者 氏名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車名 数量 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 備考
長	○	○	○
長	○	○	○
長	○	○	○

第2号様式 (輸入自動車打刻指定申請書)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書 原動機		国土交通大臣 殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称 住 所 事業場の名称及び所在地 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 打刻責任者 氏名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車名 数量 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 備考	国土交通大臣 殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称 住 所 事業場の名称及び所在地 申請者の経歴の概要 打刻業務に関する組織及び取扱内規 打刻責任者 氏名 職名 打刻しようとする自動車の製作者名 打刻しようとする車名 数量 打刻しようとする車台の製作者名 打刻しようとする原動機の製作者名 備考
長	○	○	○
長	○	○	○
長	○	○	○

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)
備考 (略)

第 3 号様式 (輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機		
国土交通大臣	殿	日
年	月	日
届出の氏名又は名称		
住 所		
指定年月日	指定番号	
変更事項及び		
変更年月日		
備考		

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)
備考 (略)

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)
備考 (略)

第 3 号様式 (輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届)

自動車 輸入車 台打刻指定申請書記載事項変更届 原動機		
国土交通大臣	殿	日
年	月	日
届出の氏名又は名称		
住 所		
指定年月日	指定番号	
変更事項及び		
変更年月日		
備考		

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)
備考 (略)

第1号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

自動車の変更届 原動機の型式 廃止		車台番号
国土交通大臣 殿 年 月 日		届出者の氏名又は名称
住 所		車名及び型式
住 所		車台の名称及び型式
住 所		原動機
住 所		届出者の氏名又は名称及び住所
住 所		打刻を行う事業場の名称及び所在地
住 所		製作を廃止した日
住 所		年 月 日
住 所		備考

長

辺

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

第1号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

自動車の変更届 原動機の型式 廃止		車台番号
国土交通大臣 殿 年 月 日		届出者の氏名又は名称
住 所		車名及び型式
住 所		車台の名称及び型式
住 所		原動機
住 所		届出者の氏名又は名称及び住所
住 所		打刻を行う事業場の名称及び所在地
住 所		製作を廃止した日
住 所		年 月 日
住 所		備考


長

辺

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)


備考 (略)

別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1

<p>自動車 の打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>令和 年 月 日</p>		<p>車台番号 の打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>令和 年 月 日</p>	
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-AB2	富士E-CD1 富士E-CD2	富士E-EF1 富士E-EF2
車台 及び型式 原動機	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	<p>AB-100001 └──┬── 一連番号</p> <p>型式</p> <p>訂正様式AB1-10000X1</p> <p>⑦3</p>		
打刻字体	<p>ABCDEFO123456789-x⑦</p>		
打刻位置説明図	<p>車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> 		

備考 (略)

別記1 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例1

<p>自動車 の打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>平成 年 月 日</p>		<p>車台番号 の打刻届出書 原動機の型式</p> <p>国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住所 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>平成 年 月 日</p>	
車名及び型式	富士E-AB1 富士E-AB2	富士E-CD1 富士E-CD2	富士E-EF1 富士E-EF2
車台 及び型式 原動機	富士AB	富士CD	富士EF
打刻様式	<p>AB-100001 └──┬── 一連番号</p> <p>型式</p> <p>訂正様式AB1-10000X1</p> <p>⑦3</p>		
打刻字体	<p>ABCDEFO123456789-x⑦</p>		
打刻位置説明図	<p>車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> 		

○	車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地
打刻を行う事業場の名称及び所在地	
備考	
備	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2



長 辺	自動車 国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 令和 年 月 日	車台番号 原動機の型式 打刻届出書	車名及び型式 富士E-AB1 富士E-AB2 富士AB	車台 原動機 及び型式 富士CD 富士EF	富士E-EF1 富士E-EF2 富士EF
-----	--	-------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------



○	車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式 CD及びEFの場合 ○○自動車株式会社B工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社C工場 ○○県○○市○○町○○番地
打刻を行う事業場の名称及び所在地	
備考	
備	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

別記2 車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例2

長 辺	自動車 国土交通大臣殿 届出者の氏名又は名称 ○○自動車株式会社 代表取締役社長○○○○ 住 所 ○○県○○市○○町○○番地 平成 年 月 日	車台番号 原動機の型式 打刻届出書	車名及び型式 富士E-AB1 富士E-AB2 富士AB	車台 原動機 及び型式 富士CD 富士EF	富士E-EF1 富士E-EF2 富士EF
-----	--	-------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------

<p>打刻様式</p>	<p>車台の型式 ABの場合 $\frac{AB-1000001}{\text{型式}}$ 訂正様式 $AB1-1000001$</p> <p>車台の型式 CD及びEFの場合 $\frac{CD-10000001}{\text{型式}}$ 訂正様式 $CD01-1000001$</p>
<p>打刻字体</p>	<p>車台の型式 ABの場合 ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-×</p> <p>車台の型式 CD及びEFの場合 ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-×</p>
<p>打刻位置説明図</p>	<p>車台の型式 AB及びCDの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> <p>車台の型式 EFの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの左側面</p>
<p>打刻を行う事業場の名称及び所在地</p>	<p>車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地</p>

<p>打刻様式</p>	<p>車台の型式 ABの場合 $\frac{AB-1000001}{\text{型式}}$ 訂正様式 $AB1-1000001$</p> <p>車台の型式 CD及びEFの場合 $\frac{CD-10000001}{\text{型式}}$ 訂正様式 $CD01-1000001$</p>
<p>打刻字体</p>	<p>車台の型式 ABの場合 ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-×</p> <p>車台の型式 CD及びEFの場合 ABCDEF0123456789-× ABCDEF0123456789-×</p>
<p>打刻位置説明図</p>	<p>車台の型式 AB及びCDの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの上面</p> <p>車台の型式 EFの場合  車台番号 左側前車軸の フレームの左側面</p>
<p>打刻を行う事業場の名称及び所在地</p>	<p>車台の型式 ABの場合 ○○自動車株式会社A工場 ○○県○○市○○町○○番地</p>

車台の型式 CD及びEFの場合 <input type="radio"/> 自動車株式会社B工場 <input type="radio"/> 県〇〇市〇〇町〇〇番地 <input type="radio"/> 自動車株式会社C工場 <input type="radio"/> 県〇〇市〇〇町〇〇番地	考
備	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

附則3～附則8 (略)

附則9 製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第1第3項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験（以下「製作者試験」という。）に係る必要事項について定める。

1. ～3. (略)
4. 確認者による製作者試験の確認等
 - (1) (略)
 - (2) 確認者は、(1)が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による記名を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。
 - (3) (略)

附則10～附則14 (略)

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付

1. ～6. (略)
- 別記様式1（「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願）

車台の型式 CD及びEFの場合 <input type="radio"/> 自動車株式会社B工場 <input type="radio"/> 県〇〇市〇〇町〇〇番地 <input type="radio"/> 自動車株式会社C工場 <input type="radio"/> 県〇〇市〇〇町〇〇番地	考
備	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

附則3～附則8 (略)

附則9 製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第1第3項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験（以下「製作者試験」という。）に係る必要事項について定める。

1. ～3. (略)
4. 確認者による製作者試験の確認等
 - (1) (略)
 - (2) 確認者は、(1)が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による署名を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。
 - (3) (略)

附則10～附則14 (略)

附則15 輸入自動車特別取扱届出済書の交付

1. ～6. (略)
- 別記様式1（「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願）

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

年 月 日

願い出を行う者の氏名又は名称

住所

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」（平成 10 年 11 月 12 日付け、自審第 1255 号）別紙輸入自動車特別取扱要領第 3 第 2 項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書」とおり道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の規定に適合したものを販売いたします。

記

1. 追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

年 月 日

願い出を行う者の氏名又は名称

印

住所

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」（平成 10 年 11 月 12 日付け、自審第 1255 号）別紙輸入自動車特別取扱要領第 3 第 2 項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書」とおり道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の規定に適合したものを販売いたします。

記

1. 追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

車名・型式（PHP番号）

決裁番号（国自審第 号）、年月日
国自審第 号、令和 年 月 日
自審第 号、令和 年 月 日
自審第 号、令和 年 月 日

2. 届出済書の追加交付枚数等
交付願枚数 枚
年間販売予定台数 台
年間既交付枚数 枚
総既交付枚数 枚

（日本産業規格A列4番）

別記様式2（「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書）

車名・型式（PHP番号）

決裁番号（国自審第 号）、年月日
国自審第 号、平成 年 月 日
自審第 号、平成 年 月 日
自審第 号、平成 年 月 日

2. 届出済書の追加交付枚数等
交付願枚数 枚
年間販売予定台数 台
年間既交付枚数 枚
総既交付枚数 枚

（日本産業規格A列4番）

別記様式2（「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書）

「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書

(令和 年度 / 半期分)

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

令和 年 月 日

報告者の氏名又は名称

住所

車名

型式	届出年月日	年決番号	交付部数	前期で使用枚数	今の使用部数	残余部数	余返部数	却部数	備考

「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書

(平成 年度 / 半期分)

国土交通省自動車局
審査・リコール課長 殿

平成 年 月 日

報告者の氏名又は名称

住所

車名

型式	届出年月日	年決番号	交付部数	前期で使用枚数	今の使用部数	残余部数	余返部数	却部数	備考

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>1. ～13. (略) 別紙1</p> <p style="text-align: center;">道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車認定申請書</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">申請者の氏名又は名称及び住所</td><td style="width: 60%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">印</td></tr> <tr><td>認定申請に係る自動車の構造・装置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車名及び型式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通称名</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>種別及び用途</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号又は製造番号</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認定を申請する理由及び試験運行の目的</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認定を申請する期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。 (削る)</p>	申請者の氏名又は名称及び住所		印	認定申請に係る自動車の構造・装置			車名及び型式			通称名			種別及び用途			車台番号又は製造番号			認定を申請する理由及び試験運行の目的			認定を申請する期間			備考			<p>1. ～13. (略) 別紙1</p> <p style="text-align: center;">道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による 試験自動車認定申請書</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">申請者の氏名又は名称及び住所</td><td style="width: 60%;"></td><td style="width: 20%; text-align: center;">印</td></tr> <tr><td>認定申請に係る自動車の構造・装置</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車名及び型式</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通称名</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>種別及び用途</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>車台番号又は製造番号</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認定を申請する理由及び試験運行の目的</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>認定を申請する期間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>備考 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。 2 印鑑に代えて署名を用いている場合は、印の箇所に署名する。</p>	申請者の氏名又は名称及び住所		印	認定申請に係る自動車の構造・装置			車名及び型式			通称名			種別及び用途			車台番号又は製造番号			認定を申請する理由及び試験運行の目的			認定を申請する期間			備考		
申請者の氏名又は名称及び住所		印																																																					
認定申請に係る自動車の構造・装置																																																							
車名及び型式																																																							
通称名																																																							
種別及び用途																																																							
車台番号又は製造番号																																																							
認定を申請する理由及び試験運行の目的																																																							
認定を申請する期間																																																							
備考																																																							
申請者の氏名又は名称及び住所		印																																																					
認定申請に係る自動車の構造・装置																																																							
車名及び型式																																																							
通称名																																																							
種別及び用途																																																							
車台番号又は製造番号																																																							
認定を申請する理由及び試験運行の目的																																																							
認定を申請する期間																																																							
備考																																																							

別紙 3

道路運送車両の保安基準第 5 6 条第 4 項の規定による
試験自動車変更申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称 及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車 の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。
(削る)

別紙 4

別紙 3

道路運送車両の保安基準第 5 6 条第 4 項の規定による
試験自動車変更申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称 及び住所		印
認定番号等	認定番号 認定年月日	
認定申請に係る自動車 の構造・装置		
車名及び型式		
通称名		
種別及び用途		
車台番号		
変更事項及び変更自由		
変更年月日		
備考		

備考 1 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番とする。

備考 2 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所¹に署名する。

別紙 4

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による
試験自動車変更届出書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。
(削る)

別紙5

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による
試験自動車変更届出書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称及び住所		印
認定番号等	認定番号 認定年月日	
認定申請に係る自動車の構造・装置		
車名及び型式		
通称名		
種別及び用途		
車台番号		
変更事項及び変更自由		
変更年月日		
備考		

備考 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。
2 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所¹に署名する。

別紙5

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による
試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称 及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の 構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号及び製造番号	
取消しを受ける理由	
備考	

備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。
(削る)

道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による
試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称 及び住所		印
認定番号等	認定番号 認定年月日	
認定申請に係る自動車の 構造・装置		
車名及び型式		
通称名		
種別及び用途		
車台番号及び製造番号		
取消しを受ける理由		
備考		

備考 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。
2 印鑑に代えて署名を用いている場合は、印の箇所に署名する。

○自動車整備士技能検定期則)における登録試験事務取扱要領の制定について (平成 15 年国自整第 109 号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>様式 1</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>自動車整備士技能検定期則に規定する登録試験実施機関の申請書</p> <p>自動車整備士技能検定期則第 6 条の 2 に基づき、別添資料を添えて次のとおり申請します。</p> <p>様式 3</p>	<p>様式 1</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>自動車整備士技能検定期則に規定する登録試験実施機関の申請書</p> <p>自動車整備士技能検定期則第 6 条の 2 に基づき、別添資料を添えて次のとおり申請します。</p> <p>様式 3</p>
<p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p>	<p>国土交通大臣 殿</p> <p>年 月 日</p>

<p>申請者の氏名又は名称 住所</p>	<p>自動車整備士技能検定期則に規定する登録試験実施機関の更新申請書</p> <p>自動車整備士技能検定期則第6条の4に基づき、別添資料を添えて登録試験の更新申請をします。</p>
<p>様式 4</p>	<p>(日本産業規格 A 列 4 番)</p>
<p>(略)</p>	

<p>申請者の氏名又は名称 住所</p>	<p>自動車整備士技能検定期則に規定する登録試験実施機関の更新申請書</p> <p>自動車整備士技能検定期則第6条の4に基づき、別添資料を添えて登録試験の更新申請をします。</p>
<p>様式 4</p>	<p>(日本工業規格 A 列 4 番)</p>
<p>(略)</p>	

改正後		改正前	
<p><選任届> <u>4-2. 選任届の添付書類</u> (略)</p>		<p><選任届> <u>4-2. 選任届の添付書類</u> (略)</p>	
提出が必要な届出者	必要書面	提出が必要な届出者	必要書面
<p>① 外部委託をしない場合</p> <p>○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p><第1号（実務経験）の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 	<p>○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p><第1号（実務経験）の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 <p>（当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書）</p>	<p>① 外部委託をしない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・押印を必須条件とすることは閣議決定により禁止されているため、注意すること。（以下同じ。） ・車両管理を行おうとする自動車と同種類が要確認
	<p>○ 上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第15条の研修をいう。以下同じ。）の修了を証明する書面等の写し</p>		<p>○ 上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第15条の研修をいう。以下同じ。）の修了を証明する書面等の写し</p>

	<p>・ 選任前研修修了証明書の写し</p> <p>< 第2号（整備士）の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格証明書の写し <p>○ 整備管理規程</p> <p>< 補助者を選任する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「5-1. 整備管理者の補助者について」の（1）～（5）に定める条件を満足していることを確認。 <p>○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）</p> <p>○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p>	<p>・ 提示でも構わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の發令対象となり得ることを通知すること。 	<p>・ 選任前研修修了証明書の写し</p> <p>< 第2号（整備士）の場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格証明書の写し <p>○ 整備管理規程</p> <p>< 補助者を選任する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「5-1. 整備管理者の補助者について」の（1）～（5）に定める条件を満足していることを確認。 <p>○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）</p>	<p>・ 提示でも構わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の發令対象となり得ることを通知すること。 	② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしている	② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしている
--	--	--	---	--	--------	---------------------	--------	---------------------

<p>企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <p>○ 外部委託先がグループ企業内であることを証する書面（登記簿、営業報告書等及び組織図等）</p> <p>○ 整備管理規程、安全管理規程その他の規程類</p> <p>・「5-3. 整備管理者の兼職及び外部委託について ②外部委託 ○グループ企業内の場合」の（2）に定める条件を満足していることを確認。</p> <p><補助者を選任する場合></p> <p>・「5-1. 整備管理者の補助者について」の（1）～（5）に定める条件を満足していることを確認。</p> <p>○ 委託先の事業主の同意書</p> <p>○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p>	<p>企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <p>○ 外部委託先がグループ企業内であることを証する書面（登記簿、営業報告書等及び組織図等）</p> <p>○ 整備管理規程、安全管理規程その他の規程類</p> <p>・「5-3. 整備管理者の兼職及び外部委託について ②外部委託 ○グループ企業内の場合」の（2）に定める条件を満足していることを確認。</p> <p><補助者を選任する場合></p> <p>・「5-1. 整備管理者の補助者について」の（1）～（5）に定める条件を満足していることを確認。</p> <p>○ 委託先の事業主の同意書（押印又は白筆署名のあるもの）</p> <p>○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は白筆署名があるもの）</p>	<p>・提示でも構わない。</p> <p>・提示でも構わない。</p> <p>・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。</p> <p>・提示でも構わない。</p> <p>・不適切な場合には届出時に指導すること。</p>
---	---	---	--	---

	<p>○ 適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る契約書の写し ・ 兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・ 兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 <p>○ 当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明するもの）</p> <p>○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）</p>	<p>③ 自家用に</p>	<p>○ 適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る契約書の写し ・ 兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・ 兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 <p>○ 当該事業者が、過去2年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p> <p>○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）</p>	<p>③ 自家用に</p>
<p>③ 自家用に</p>	<p>○ 整備管理者が資格要件を満たしている</p>	<p>③ 自家用に</p>	<p>○ 整備管理者が資格要件を満たしている</p>	<p>③ 自家用に</p>

<p>において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備管理規程 <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者が記載された書面（被選任者が証明するもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先の事業主の同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示でも構わない。 ・ 不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の發令対象となり得ることを通知すること。 	<p>において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備管理規程 <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者が記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先の事業主の同意書（押印又は自筆署名のあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示でも構わない。 ・ 不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の發令対象となり得ることを通知すること。
<p>において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備管理規程 <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者が記載された書面（被選任者が証明するもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先の事業主の同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示でも構わない。 ・ 不適切な場合には届出時に指導すること。 	<p>において、整備管理者を外部委託する場合</p>	<p>ることを証明する書面（確認のポイント）は①に同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備管理規程 <p><補助者を選任する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が、過去2年間（規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、5年間）のうちに、解任命令を發令された者が記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先の事業主の同意書（押印又は自筆署名のあるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示でも構わない。 ・ 不適切な場合には届出時に指導すること。

○ 適切な車両管理が出来ることを証明する書面
(以下の全て)

- ・ 委託に係る契約書の写し
- ・ 整備責任者の氏名

○ 適切な車両管理が出来ることを証明する書面
(以下の全て)

- ・ 委託に係る契約書の写し
- ・ 整備責任者の氏名

別紙1

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 年 月 日

届出者の氏名又は名称
ふりがな

届出者の住所及び電話番号

送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

送任年月日	平成 年 月 日	名数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
整備責任者氏名	氏名	名数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
使用の車両の台数	台数	台数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
事業の経緯	経緯	経緯	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
整備責任者	氏名	氏名	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯

当事業場の上記 1. が 2. の整備責任者になるの取組に係る 3. の事項は、約 mです。

4. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

5. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

6. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

7. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

8. 「自動車」の欄には選任に係る車両の台数(異なる車種がある場合は異なる)を記載する。但し、送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

9. 1. の届出事項が送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

10. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

11. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

12. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

13. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

14. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

別紙1

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

平成 年 月 日

届出者の氏名又は名称
ふりがな

届出者の住所及び電話番号

送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

送任年月日	平成 年 月 日	名数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
整備責任者氏名	氏名	名数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
使用の車両の台数	台数	台数	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
事業の経緯	経緯	経緯	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯
整備責任者	氏名	氏名	1. 名称又は取組の経緯 2. 整備管理者の経緯 3. 業務の概要 4. 委託管理の経緯

当事業場の上記 1. が 2. の整備責任者になるの取組に係る 3. の事項は、約 mです。

4. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

5. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

6. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

7. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

8. 「自動車」の欄には選任に係る車両の台数(異なる車種がある場合は異なる)を記載する。但し、送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

9. 1. の届出事項が送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

10. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

11. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

12. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

13. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

14. 送附送達手続法第2条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

改正後	改正前								
<p>第 1 号様式</p> <p>交付番号[] 第 1 号様式 (表)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 号様式 (裏)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="673 1153 758 2072"> 整備した場所及び整備した者の氏名 </td> <td data-bbox="673 1153 758 2072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1153 877 2072"> 提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名 </td> <td data-bbox="758 1153 877 2072"> 印 </td> </tr> </table> <p>道路運送車両法抜粋 (整備命令等)</p> <p>第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるとおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるとおそれなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。</p> <p>2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車</p>	整備した場所及び整備した者の氏名		提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	印	<p>第 1 号様式</p> <p>交付番号[] 第 1 号様式 (表)</p> <p>(略)</p> <p>第 1 号様式 (裏)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="673 795 758 1097"> 整備した場所及び整備した者の氏名 </td> <td data-bbox="673 795 758 1097"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 795 877 1097"> 提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名 </td> <td data-bbox="758 795 877 1097"> 印 </td> </tr> </table> <p>道路運送車両法抜粋 (整備命令等)</p> <p>第五十四条 地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるとおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるとおそれなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。</p> <p>2 地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車</p>	整備した場所及び整備した者の氏名		提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	印
整備した場所及び整備した者の氏名									
提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	印								
整備した場所及び整備した者の氏名									
提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	印								

車の使用を停止することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第百九条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関する報告をさせることができる。

(罰則)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

～ 略 ～

七 第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

～ 略 ～

三 第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

車の使用を停止することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第百九条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関する報告をさせることができる。

(罰則)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

～ 略 ～

七 第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

～ 略 ～

三 第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求め訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

改正後	改正前
<p>別添 1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章（略）</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>第 9（略）</p> <p>第 10 <u>外国人等による届出等</u></p> <p>第 11 <u>連名による届出等</u></p> <p>第 1 章 総則（略）</p> <p>第 2 章 リコール</p> <p>第 2 リコールの届出</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 リコールの届出を行う者は、第 4 第 4 項に規定する公表のため、第 2 第 1 号から第 3 号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。</p> <p>第 3（略）</p> <p>第 4 リコールの周知</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、<u>一般社団法人</u>日本自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車<u>特定</u>整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>別添 1 年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章（略）</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>第 9（略）</p> <p>第 10 <u>届出書等へ記入する署名等</u></p> <p>第 11 <u>届出書等への連署</u></p> <p>第 1 章 総則（略）</p> <p>第 2 章 リコール</p> <p>第 2 リコールの届出</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 リコールの届出を<u>する者は</u>、第 4 第 4 項に規定する公表のため、第 2 第 1 号から第 3 号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。</p> <p>第 3（略）</p> <p>第 4 リコールの周知</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、<u>社団法人</u>日本自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車<u>分解</u>整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>4（略）</p>

第5～第6 (略)

第7 リコールの実施状況報告

1 (略)

2 前項の場合において、一般社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等については、同会を經由して報告できるものとする。

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなつたと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があつた日以降の報告は不要とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他、国土交通省自動車局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

第3章 サービスキャンペーン

第8 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

(削る)

外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 連名による届出等

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連名で行うことができるものとする。

年少者用補助乗車装置関係

第5～第6 (略)

第7 リコールの実施状況報告

1 (略)

2 前項の場合において、社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等については、同会を經由して報告できるものとする。

3 次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなつたと認めることとし、規則第51条の2の規定に従い、その事由があつた日以降の報告は不要とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。

第3章 サービスキャンペーン

第8 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連置

複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連置で行うことができるものとする。

年少者用補助乗車装置関係

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年 月 日	
国土交通大臣 殿	届出者の氏名 又は名称		
	住 所		
リコール届出番号	リコール開始日		
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
装置使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			
商品名	型 式	種 別	リコール対象装置の範囲(識別記号・番号)及び製作期間
			リコール対象装置の数
合 計			
備考 (略)			

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(リコール届出一覧表)(第2関係)

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年 月 日	
国土交通大臣 殿	届出者の氏名 又は名称		
	住 所		
リコール届出番号	リコール開始日		
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
装置使用者、販売事業者及び自動車分整備事業者等に周知させるための措置			
商品名	型 式	種 別	リコール対象装置の範囲(識別記号・番号)及び製作期間
			リコール対象装置の数
合 計			
備考 (略)			

(日本工業規格A列4番)

リコール届出一覧表

リコール届出日： 年 月 日

リコール届出番号	リコール開始日
製作者名： 届出者の氏名又は名称	
問い合わせ先：	
不具合の部位	
基準不適合状態にあると認め る装置の状況及びその原因	
改善措置の内容	
不具合件数	事故の有無
発見の動機	
装置使用者、販売事業者及び 自動車特定整備事業者等に 周知させるための措置	

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象装 置の数	備 考
商品名	型 式	種 別	
(計 種)	(計 型式)	~	(計)
		(製作期間全体の範囲)	

(日本産業規格A列4番)

備考 (略)

第3号様式(英文リコール概要書)(第2関係)

リコール届出一覧表

リコール届出日： 年 月 日

リコール届出番号	リコール開始日
製作者名： 届出者の氏名又は名称	
問い合わせ先：	
不具合の部位	
基準不適合状態にあると認め る装置の状況及びその原因	
改善措置の内容	
不具合件数	事故の有無
発見の動機	
装置使用者、販売事業者及び 自動車特定整備事業者等に 周知させるための措置	

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象装 置の数	備 考
商品名	型 式	種 別	
(計 種)	(計 型式)	~	(計)
		(製作期間全体の範囲)	

(日本工業規格A列4番)

備考 (略)

第3号様式(英文リコール届出書)(第2関係)

CHILD RESTRAINT SYSTEM RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.	DATE
MANUFACTURER	
DESCRIPTION OF DEFECT	

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS
TOTAL				

(日本産業規格A列4番)

備考 不具合箇所が複数ある場合であって対象差置が異なる場合には、それを区別して記載すること。

CHILD RESTRAINT SYSTEM RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.	DATE
MANUFACTURER	
DESCRIPTION OF DEFECT	

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS
TOTAL				

(日本工業規格A列4番)

備考 不具合箇所が複数ある場合であって対象差置が異なる場合には、それを区別して記載すること。

第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)

リコール実施状況報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

報告者の氏名
又は名称 _____
住所 _____

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象装置の台数	改善措置実施装置の数	備考
				() 前回(月)	
				()	

(日本産業規格A列4番)

備考 1 「改善措置実施装置の数」は、滅失、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を含め記載すること。

2 「リコール対象装置の数」及び「改善措置実施装置の数」は、届出毎の数の合計を記載すること。

第5号様式(サービスキャンペーン通知書)(第8関係)

サービスキャンペーン通知書

第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)

リコール実施状況報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

報告者の氏名
又は名称 _____
住所 _____

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象装置の台数	改善措置実施装置の数	備考
				() 前回(月)	
				()	

(日本工業規格A列4番)

備考 「改善措置実施装置の数」は、滅失、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を記載すること。

第5号様式(サービスキャンペーン通知書)(第8関係)

サービスキャンペーン通知書

年 月 日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名

又は名称

住 所

※整理番号	サービスキャンペーン開始日
不具合の内容	
改善の内容	
装置使用者等に周知されるための措置	

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象装置の範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン対象装置の数	備考
			(製作期間全体の範囲) ～	(計)	

(日本産業規格A列4番)

備考 (略)

別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第1章～第3章 (略)

第4章 雑則

年 月 日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名

又は名称

住 所

※整理番号	サービスキャンペーン開始日
不具合の内容	
改善の内容	
装置使用者等に周知されるための措置	

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象装置の範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン対象装置数	備考
			(製作期間全体の範囲) ～	(計)	

(日本工業規格A列4番)

備考 (略)

別添2 タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第1章～第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

第11 連名による届出等

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1・2 (略)

3 リコールの届出を行^う者は、第4第4項に規定する公表のため、前項第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1・2 (略)

3 タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、一般社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車特定整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

第5～第7 (略)

第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 外国人等による届出等

(削る)

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

第11 届出書等への連署

第1章 総則 (略)

第2章 リコール

第2 リコールの届出

1・2 (略)

3 リコールの届出を^する者は、第4第4項に規定する公表のため、前項第1号から第3号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

第3 (略)

第4 リコールの周知

1・2 (略)

3 タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあつては、この限りではない。

(1)～(3) (略)

4 (略)

第5～第7 (略)

第3章 (略)

第4章 雑則

第9 (略)

第10 届出書等へ記入する署名等

1 届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出に関する

権限の委任を受けた者)が署名することができる。この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

2 外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 届出書等への連置

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連置で行うことができるものとする。
タイヤ関係

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年	月	日
国土交通大臣 殿		届出者の氏名 又は名称		
		住 所		
リコール届出番号		リコール開始日		
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因				
改善措置の内容				
タイヤ使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置				
商品名	型式	種 別	リコール対象タイヤの範囲(識別記号・番号)及び製作期間	リコール対象タイヤの数
				備考

外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第11 連名による届出等

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連名で行うことができるものとする。
タイヤ関係

第1号様式(リコール届出書)(第2関係)

リコール届出書		年	月	日
国土交通大臣 殿		届出者の氏名 又は名称		
		住 所		
リコール届出番号		リコール開始日		
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因				
改善措置の内容				
タイヤ使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置				
商品名	型式	種 別	リコール対象タイヤの範囲(識別記号・番号)及び製作期間	リコール対象タイヤの数
				備考

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象タイヤの範囲(識別番号・番号)及び製作期間 (製作期間全体の範囲) ～	リコール対象タイヤの数 (計)	備考
商品名 (計種)	型式 (計型式)			

(日本産業規格A列4番)

備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がリコール情報をインターネットのホームページに掲載している場合は、そのアドレスを記載することとする。

2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてモデルを記入して差し支えないものとする。

3 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合は、それを区別して記載すること。

第3号様式(英文リコール概要書)(第2関係)

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN		Domestic/Import Items	
CAMPAIGN No.	DATE		
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			
COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED
			NUMBER OF ITEMS

リコール対象装置の主要諸元		リコール対象装置の範囲(識別番号・番号)及び製作期間 (製作期間全体の範囲) ～	リコール対象タイヤの数 (計)	備考
商品名 (計種)	型式 (計型式)			

(日本工業規格A列4番)

備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がリコール情報をインターネットのホームページに掲載している場合は、そのアドレスを記載することとする。

2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてモデルを記入して差し支えないものとする。

3 不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合は、それを区別して記載すること。

第3号様式(英文リコール届出書)(第2関係)

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN		Domestic/Import Items	
CAMPAIGN No.	DATE		
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			
COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED
			NUMBER OF ITEMS

				TOTAL

(日本産業規格A列4番)

備考 不具合箇所が複数ある場合であつて対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。

第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)

リコール実施状況報告書

国土交通大臣 殿

年 月 日

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象タイヤの台数	改善措置実施タイヤの数	備考
					()

				TOTAL

(日本工業規格A列4番)

備考 不具合箇所が複数ある場合であつて対象車種が異なる場合には、それを区別して記載すること。

第4号様式(リコールの実施状況報告書)(第7関係)

リコール実施状況報告書

国土交通大臣 殿

年 月 日

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象タイヤの台数	改善措置実施タイヤの数	備考
					()

					前回(月)
					()

(日本産業規格A列4番)

備考 1 「改善措置実施タイヤの数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を含め記載すること。
 2 「リコール対象タイヤの数」及び「改善措置実施タイヤの数」は、届出毎の数の合計を記載すること。

第5号様式(サービスキャンペーン通知書)(第8関係)

サービスキャンペーン通知書		年	月	日
国土交通省自動車局審査・リコール課長殿		通知者の氏名		
		又は名称		
		住所		
※整理番号		サービスキャンペーン開始日		
不具合の内容				
改善の内容				
タイヤ使用者等に周知されるための措置				

					前回(月)
					()

(日本工業規格A列4番)

備考 「改善措置実施装置の数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を記載すること。

第5号様式(サービスキャンペーン通知書)(第8関係)

サービスキャンペーン通知書		年	月	日
国土交通省自動車局審査・リコール課長殿		通知者の氏名		
		又は名称		
		住所		
※整理番号		サービスキャンペーン開始日		
不具合の内容				
改善の内容				
使用者等に周知されるための措置				

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン対象タイヤの数	備考
			(製作期間全体の範囲) ～	(計)	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。
 2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。
 3 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。
 4 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。
 5 通知者は、※印欄には記載しないこと。

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの範囲(識別番号・番号)及び製作期間	サービスキャンペーン対象タイヤ数	備考
			(製作期間全体の範囲) ～	(計)	

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合には、それを区別して記載すること。
 2 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。
 3 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。
 4 通知者は、※印欄には記載しないこと。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙1 (別添)</p> <p style="text-align: center;">自動車整備士技能検定の実施要領（本省用）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">中央検定専門委員業務実施規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定期則第4条第2項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「中央検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。</p> <p>(中央検定専門委員の業務)</p> <p>第2条 中央検定専門委員は、次の業務を行う。</p> <p>① 技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること</p> <p>② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること</p> <p>(中央検定専門委員の遵守事項)</p> <p>第3条 中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1 (別添)</p> <p style="text-align: center;">自動車整備士技能検定の実施要領（本省用）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">中央検定専門委員業務実施規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定期則第4条第2項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「中央検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。</p> <p>(中央検定専門委員の業務)</p> <p>第2条 中央検定専門委員は、次の業務を行う。</p> <p>① 技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること</p> <p>② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること</p> <p>(中央検定専門委員の遵守事項)</p> <p>第3条 中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。</p>

その職を退いた後も同様とする。

- ① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。
- ② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者）をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
- ④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。
- ⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。FAX及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
- ⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッター処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交通大臣 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名 _____

その職を退いた後も同様とする。

- ① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。
- ② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者）をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
- ④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。
- ⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。FAX及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
- ⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッター処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交通大臣 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

署名 _____ 印

自動車整備士技能検定の実施要領例（地方運輸局用）

(略)

(別添)

地方検定専門委員業務実施規約

(目的)

第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「地方検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するため定めるものである。

(地方検定専門委員の業務)

第2条 地方検定専門委員は、次の業務を行う。

- ① 技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
- ② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

(地方検定専門委員の遵守事項)

第3条 地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

- ① 地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

自動車整備士技能検定の実施要領例（地方運輸局用）

(略)

(別添)

地方検定専門委員業務実施規約

(目的)

第1条 本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第4条第2項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「地方検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するため定めるものである。

(地方検定専門委員の業務)

第2条 地方検定専門委員は、次の業務を行う。

- ① 技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
- ② その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

(地方検定専門委員の遵守事項)

第3条 地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

- ① 地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

- ② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者）をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
- ④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、FAX及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
- ⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名 _____

- ② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
- ③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者）をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
- ④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
- ⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、FAX及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
- ⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長 殿

年 月 日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

署名 _____ 印

改正後	改正前
<p>1. (略)</p> <p>2. 自動車重量税還付申請の受け付けについて 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）（以下「租税法」とい う。）第 90 条の 1 第 4 項及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政 令第 43 号）（以下「租税法施行令」という。）第 51 条の 5 第 7 項の 規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者（以下「申 請人」という。）は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車 重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければ ならない。</p> <p>(1) 自動車重量税還付申請書 (イ) 自動車重量税還付申請書（以下「還付申請書」という。） は、租税法施行令第 51 条の 5 第 6 項を踏まえ、第 1 号様 式のとおりとする。なお、第 1 号様式は、永久抹消登録申 請書又は解体届出書（自動車の登録及び検査に関する申請 書等の様式等を定める省令第 2 条第 1 項）と兼ねるものと なっている。で、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項 目とともに、還付申請に必要な項目を記載させて提出 させること。</p> <p>(ロ) 代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書 面（別紙 1 参照）を還付申請書に添付して提出させるこ と。</p> <p>(ハ)、(ニ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 自動車重量税還付申請の受け付けについて 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）（以下「租税法」とい う。）第 90 条の 1 第 2 項及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政 令第 43 号）（以下「租税法施行令」という。）第 51 条の 4 第 6 項の 規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者（以下「申 請人」という。）は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車 重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければ ならない。</p> <p>(1) 自動車重量税還付申請書 (イ) 自動車重量税還付申請書（以下「還付申請書」という。） は、租税法施行令第 51 条の 4 第 5 項を踏まえ、第 1 号様 式のとおりとする。なお、第 1 号様式は、永久抹消登録申 請書又は解体届出書（自動車の登録及び検査に関する申請 書等の様式等を定める省令第 2 条第 1 項）と兼ねるものと なっている。で、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項 目とともに、還付申請に必要な項目を記載させて提出 させること。</p> <p>(ロ) 代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書 面（別紙 1 参照）を還付申請書に添付して提出させるこ と。なお、この場合、還付申請書の申請代理人の氏名欄に は、<u>国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 124 条第 2 項の規定により押印が必要となるので留意すること。</u></p> <p>(ハ)、(ニ) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

第2号様式

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

令和 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容は、以下のとおりです。

○自動車登録番号
とす金額
氏名又は名称
○申請者
〒
(カタカナ出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
(漢字出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
郵便番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
(漢字出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
○代理受領者
郵便番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
電話番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
金融機関名・支店名 銀行 支店
口座種類 預金
口座番号

※ 還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額 × 租税特別措置法施行令第五十二条の二(第二項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日
までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 円 × 月 × 月 × 月
(参考) 納付された自動車重量税額 円 月 日、自動車検査証の有効期間の満了日 年 月 日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所他等を管轄する税務署となります。

(日本産革税格A列付番)

第2号様式

第2号様式

自動車重量税還付申請書付表1

(申請者用)

平成 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容は、以下のとおりです。

○自動車登録番号
とす金額
氏名又は名称
○申請者
〒
(カタカナ出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
(漢字出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
郵便番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
(漢字出力) ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
○代理受領者
郵便番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
電話番号 (郵便所) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付帯がある場合は「(補注)」を本欄に出力
金融機関名・支店名 銀行 支店
口座種類 預金
口座番号

※ 還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法施行令第五十二条の二(第二項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日
までの月数(一月未満切捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 円 × 月 × 月 × 月
(参考) 納付された自動車重量税額 円 月 日、自動車検査証の有効期間の満了日 年 月 日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所他等を管轄する税務署となります。

(日本産革税格A列付番)

第 2 号様式の 2

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1

(照 会 番 号) (OCR通番)

令和 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号
送付を受けようとする金額 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
申請者 氏名又は名称
 〒 ※ 車台番号
 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 電話番号 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 郵便番号 (郵便番号) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 電話番号 (郵便番号) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
申込先口座 金融機関名・支店名 銀行 支店
 口座種類 預金
 口座番号

※ 送付を受けようとする金額の計算方法
 納付された自動車重量税相当額 × 租税特別措置法施行令第五十一条の二第二項の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満を切り捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 有効期間の月数 (年 月 日) × 月 日
 (参考) 納付された自動車重量税額 (参考) 確定日 令和 年 月 日、自動車検査証の有効期間の満了日 令和 年 月 日
 《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は本明に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等がありましたら所轄税務署までお問い合わせ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所等を管轄する税務署となります。

(日本産革税格A列付番)

第 2 号様式の 2

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1

(照 会 番 号) (OCR通番)

平成 年 月 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

自動車登録番号
送付を受けようとする金額 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
申請者 氏名又は名称
 〒 ※ 車台番号
 郵便番号 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 電話番号 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
代理受領者 氏名又は名称 (カタカナ出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力 (漢字出力) ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 住所 (都道府県) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 郵便番号 (郵便番号) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
 電話番号 (郵便番号) (市郡区) (町字) 丁目 ー ※付家がある場合は「(補完)」を末尾に出力
申込先口座 金融機関名・支店名 銀行 支店
 口座種類 預金
 口座番号

※ 送付を受けようとする金額の計算方法
 納付された自動車重量税相当額 × 確定日(租税特別措置法施行令第五十一条の二第二項)の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数(一月未満を切り捨て) ÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 有効期間の月数 (年 月 日) × 月 日
 (参考) 納付された自動車重量税額 (参考) 確定日 平成 年 月 日、自動車検査証の有効期間の満了日 平成 年 月 日
 《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は本明に保管してください。また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等がありましたら所轄税務署までお問い合わせ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所等を管轄する税務署となります。

(日本産革税格A列付番)

第3号様式

第3号様式

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)
10007で記入して下さい。

フリガナ

漢字

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)
10007で記入して下さい。

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

<日本工業規格64列14番>

第3号様式

第3号様式

自動車重量税還付申請書 付表2

(氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用)

自動車登録番号(還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。)

申請者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)
10007で記入して下さい。

フリガナ

漢字

申請者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

代理受領者の氏名又は名称(還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。)
10007で記入して下さい。

フリガナ

漢字

代理受領者の住所(住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。)

住所

<日本工業規格64列14番>

第4号様式

別添2

自動車重量税還付申請書付表3

令和 年 月 日

共同所有者に関する事項					
住所					
氏名又は 名称及び 代表者氏名					
電話番号					
登録割合 (分率表記)					
銀行名等	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店
支店名等	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店
預金の種類	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金
口座番号					
ゆうちょ銀行の 貯蓄貯蓄番号					
その他の 貯蓄番号					
又は郵便局名					

注意 1 この対象は、共同所有している自動車に係る運用管理の場面に必要事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
 2 運付金の受領照会委託する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、運付金の受領照会委託する旨の委任状を添付してください。
 3 運付される受領照会委託に当たっては、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯蓄の口座への振込みを委託する場合は、ゆうちょ銀行の預金口座に振込みを委託する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを委託する場合は受け取りに際して振込先支店名、郵便局名を記載してください。

※登録簿

※登録簿については記入不要です。

※登録簿

※登録簿については記入不要です。

第4号様式

別添2

自動車重量税還付申請書付表3

平成 年 月 日

共同所有者に関する事項					
住所					
氏名又は 名称及び 代表者氏名					
電話番号					
登録割合 (分率表記)					
銀行名等	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店	行 名 支 店 支 店 支 店
支店名等	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店	支 店 支 店 支 店
預金の種類	預 金	預 金	預 金	預 金	預 金
口座番号					
ゆうちょ銀行の 貯蓄貯蓄番号					
その他の 貯蓄番号					
又は郵便局名					

注意 1 この対象は、共同所有している自動車に係る運用管理の場面に必要事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
 2 運付金の受領照会委託する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、運付金の受領照会委託する旨の委任状を添付してください。
 3 運付される受領照会委託に当たっては、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯蓄の口座への振込みを委託する場合は、ゆうちょ銀行の預金口座に振込みを委託する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを委託する場合は受け取りに際して振込先支店名、郵便局名を記載してください。

※登録簿

※登録簿については記入不要です。

※登録簿

※登録簿については記入不要です。

第5号様式

第5号様式

別添1

平成 年 月 日
立 成

〇〇国税局消費税課長（中韓国税事務所国税課長） 殿

〇〇運輸支局〇〇自動車検査登録事務所
消費運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

平成〇年〇月に提出のあった下表の自動車に係る自動車重量税還付申請書について、〔付表2・付表3〕の部付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表2	付表3	申請書	付表1

注意事項

1. 付表2についてはその申請書の複写を、付表3についてはその申請書の複写及び付表1の複写を必ず添付すること
2. 表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。
3. 毎月1～15日の情報については、16日から起算して第5業末日までに、毎月16日～末日の情報については、翌月1日から起算して第5業末日までに、それぞれ国税局消費税課長宛まで送付すること。

第5号様式

第5号様式

別添1

平成 年 月 日
立 成

〇〇国税局消費税課長（中韓国税事務所国税課長） 殿

〇〇運輸支局〇〇自動車検査登録事務所
消費運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

平成〇年〇月に提出のあった下表の自動車に係る自動車重量税還付申請書について、〔付表2・付表3〕の部付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表2	付表3	申請書	付表1

注意事項

1. 付表2についてはその申請書の複写を、付表3についてはその申請書の複写及び付表1の複写を必ず添付すること
2. 表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。
3. 毎月1～15日の情報については、16日から起算して第5業末日までに、毎月16日～末日の情報については、翌月1日から起算して第5業末日までに、それぞれ国税局消費税課長宛まで送付すること。

委任状

受任者 氏名 _____
住所 _____

上記の者下記自動車の
 { 1. 永久抹消登録申請
 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 }
 に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

住 所 _____

令和 年 月 日

御 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請を行う場合には、委任者(使用済自動車の所有者)は、
 注 押印することを要しない。
 郵

委任状

受任者 氏名 _____
住所 _____

上記の者下記自動車の
 { 1. 永久抹消登録申請
 2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
 3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請 }
 に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車台番号

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

住 所 _____

平成 年 月 日

委任状

受任者 氏名 _____
住所 _____

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権を委任する。

自動車登録番号	車台番号

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____

住所 _____

令和 年 月 日

御 委任状を提出された場合でも、委任者に本籍の国籍等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び
注 地方税法附則第9条の10(委任権付)の規定の適用により、当該本籍の国籍に充当及び委任納付される
意 ため、委任状の委任者に還付されないことがあります。

委任状

受任者 氏名 _____
住所 _____

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権を委任する。

自動車登録番号	車台番号

委任者(使用済自動車の所有者)
(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

住所 _____

平成 年 月 日

御 ① 委任状は、**委任者が自ら捺印してください。**
注 ② 委任状を提出された場合でも、委任者に本籍の国籍等があるときは、国税通則法第57条(充当)及び
意 地方税法附則第9条の10(委任権付)の規定の適用により、当該本籍の国籍に充当及び委任納付される
ため、委任状の委任者に還付されないことがあります。

別紙 3

運輸支局等、国税局対応表

Table with columns: 支局名 (Agency Name), 支局番号 (Agency No.), 支局住所 (Agency Address), 支局電話番号 (Agency Phone No.), 支局FAX番号 (Agency FAX No.), 支局Eメール (Agency Email), 支局HP (Agency HP), 支局URL (Agency URL), 支局備考 (Agency Remarks).

別紙 3

運輸支局等、国税局対応表

Table with columns: 支局名 (Agency Name), 支局番号 (Agency No.), 支局住所 (Agency Address), 支局電話番号 (Agency Phone No.), 支局FAX番号 (Agency FAX No.), 支局Eメール (Agency Email), 支局HP (Agency HP), 支局URL (Agency URL), 支局備考 (Agency Remarks).

別紙 3

別紙 3

別紙 4 (略)

別紙 4 (略)

改正後	改正前
<p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ～ (e) (略)</p> <p>(f) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができず、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する</p> <p>なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付</p> <p>(g) (略)</p> <p>(h) 使用者の委任状（申請書に<u>使用者の記名</u>があれば不要）</p> <p>(i) ～ (n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a) ～ (e) (略)</p> <p>(f) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができず、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する</p> <p>なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付</p> <p>(g) (略)</p> <p>(h) 使用者の委任状（申請書に<u>記名及び押印</u>があるか、若しくは署名があれば不要）</p> <p>① <u>記名及び押印</u>があるか、若しくは署名が必要</p> <p>(i) ～ (n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

- (a) ～ (d) (略)
- (e) 所有者の印鑑（登録）証明書
- ①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができずない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

- (f) (略)
- (g) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

- (h) ～ (o) (略)
- (イ) (略)

1－2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

- (ア) ～ (オ) (略)
- (カ) 所有者の印鑑（登録）証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

- (a) ～ (d) (略)
- (e) 所有者の印鑑（登録）証明書
- ①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができずない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

- (f) (略)
- (g) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (h) ～ (o) (略)
- (イ) (略)

1－2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

- (ア) ～ (オ) (略)
- (カ) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができず、「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書を添付し、所在地は外国の住所で登録する

」なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(キ) (略)

(ク) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(ケ) ～ (セ) (略)

(2) (略)

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただ

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができず、「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

」なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(キ) (略)

(ク) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ケ) ～ (セ) (略)

(2) (略)

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

①所有者本人が直接申請する場合は押印

②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただ

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

(削除)

(オ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

(カ) ～ (ケ) (略)

(コ) その他

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

(削除)

(オ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

① 押印が必要

(オ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

(カ) ～ (ケ) (略)

(コ) その他

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

①所有者本人が直接申請する場合は押印

②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

① 押印が必要

(オ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名

名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) ①～⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができないう場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができないう場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

(削除)

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) ①～⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができないう場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができないう場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

- (オ) (略)
- (カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
(削除)
 - ①旧使用者のものは不要
 - ②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

- (キ) ～ (シ) (略)
- (ス) その他の必要書類
 - ①～② (略)
 - ③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

- 3-2. 相続によるもの
 - 3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）
 - (ア) ～ (ウ) (略)
 - (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。〕

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

- (オ) (略)
- (カ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
 - ①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
 - ②旧使用者のものは不要
 - ③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
- (キ) ～ (シ) (略)
- (ス) その他の必要書類
 - ①～② (略)
 - ③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

- 3-2. 相続によるもの
 - 3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）
 - (ア) ～ (ウ) (略)
 - (エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。〕

- (オ) 及び (カ) (略)
(キ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- ①旧使用者のものは不要
②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であつて、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
(ク) ～ (サ) (略)
(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-2-2. 共同相続

- (ア) ～ (イ) (略)
(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書 (被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)
(エ) 及び (オ) (略)
(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- ①旧使用者のものは不要
(キ) ～ (サ) (略)
(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

- (オ) 及び (カ) (略)
(キ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- ②旧使用者のものは不要
③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であつて、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
(ク) ～ (サ) (略)
(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-2-2. 共同相続

- (ア) 及び (イ) (略)
(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書 (被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)
(エ) 及び (オ) (略)
(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- ②旧使用者のものは不要
(キ) ～ (サ) (略)
(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) ～ (シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) ～ (シ) (略)

(ス) その他の必要書類

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) ～ (シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) ～ (シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ①～③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書が発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-5. 判決によるもの (新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る)

(1) 提出書類

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ①～③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書が発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商社会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ) ～ (サ) (略)

(シ) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告
記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ) ～ (ク) (略)

(ケ) その他

(キ) ～ (サ) (略)

(シ) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告
記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

(エ) ～ (ク) (略)

(ケ) その他

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- (c) ～ (d) (略)
- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
- (ア) 自動車重量税還付申請書 (永久抹消登録申請書と兼用)
- ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
- (イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状 (永久抹消登録の委任状と併用することも可)
- (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

- 4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合
- (1) 提出書類
- (ア) 及び (イ) (略)
- (ウ) 所有者の印鑑 (登録) 証明書
- ①～④ (略)
- ⑤ 申請人 (所有者) が外国法人で国内に拠点がなく印鑑 (登録) 証明書の発行を受けることができず、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

- (a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- (b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
- (c) ～ (d) (略)
- (2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
- (ア) 自動車重量税還付申請書 (永久抹消登録申請書と兼用)
- ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
- (イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印
- (ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

- 4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合
- (1) 提出書類
- (ア) 及び (イ) (略)
- (ウ) 所有者の印鑑 (登録) 証明書
- ①～④ (略)
- ⑤ 申請人 (所有者) が外国法人で国内に拠点がなく印鑑 (登録) 証明書の発行を受けることができず、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ) ～ (サ) (略)

(シ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

4-2. 輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定められた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(エ) ～ (サ) (略)

(シ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

4-2. 輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定められた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤ 申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c)～(d) (略)

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c)～(d) (略)

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した

付。

(エ) ～ (キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

(削除)

② 解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証す

訳文を添付。

(エ) ～ (キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

② 解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ) 及び (ウ) (略)

(新設)

(エ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿

る戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書（平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

(削除)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ) ～ (カ) (略)

(キ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更

謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書（平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) ～ (オ) (略)

(カ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を
押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証す
る戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時
抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車
にあつては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により
返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の
記名のある理由書を添付。

5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・
被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸
出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から
当該輸出をすときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

(削除)

①輸出の予定日を記入

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)

(オ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更
があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を
押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般
承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿
謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時
抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車
にあつては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により
返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の
記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添
付。

5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・
被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸
出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から
当該輸出をすときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代
理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若
しくは署名のある委任状でも可)

②輸出の予定日を記入

(イ)～(ウ) (略)

(新設)

(エ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更
があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般
承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、登記

する戸籍謄(抄)本、登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②及び③ (略)

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出を取り止める場合)
(1) 提出書類
(ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書
(削除)
(イ)～(ウ) (略)
(エ) 所有者の委任状(届出書に所有者の記名があれば不要)

7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合)
(1) 提出書類
(ア) 所有者変更記録申請書
(削除)
(イ)～(エ) (略)
(オ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)
(カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を押し印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車
(1) 提出書類
(ア) 再輸入見込届出書
(削除)

簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②及び③ (略)

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出を取り止める場合)
(1) 提出書類
(ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書
① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)
(イ)～(ウ) (略)
(新設)

7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合)
(1) 提出書類
(ア) 所有者変更記録申請書
① 新所有者の記名及び押印が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印のある委任状でも可)
(イ)～(エ) (略)
(新設)

(オ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

① 変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車
(1) 提出書類
(ア) 再輸入見込届出書
① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理

<p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 自動車検査証記入の申請</p> <p>9-1. 構造変更検査を伴わない場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 自動車検査証記入申請書 (削除)</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(エ) 使用者の委任状 (申請書に<u>使用者の記名</u>があれば不要)</p> <p>(オ) <u>(削除)</u> (略)</p> <p>9-2. 構造変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査 (自動車検査証記入申請書) (削除)</p> <p>① <u>登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名が必要</u> (代理人が申請する場合は所有者の記名のある委任状でも可)</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(エ) 使用者の委任状 (申請書に<u>使用者の記名</u>があれば不要)</p>	<p>人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. 自動車検査証記入の申請</p> <p>9-1. 構造変更検査を伴わない場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 自動車検査証記入申請書</p> <p>① <u>使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)</u></p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)</p> <p>① <u>記名及び押印があるか、若しくは署名が必要</u></p> <p>(オ) (略)</p> <p>9-2. 構造変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査 (自動車検査証記入申請書)</p> <p>① <u>使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)</u></p> <p>② <u>登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名及び押印が必要 (代理人が申請する場合は所有者の押印のある委任状でも可)</u></p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは</p>
---	---

(削除)

- (オ) ～ (キ) (略)
- (2) (略)

1 0. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車登録番号標交付申請書

(削除)

① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

(削除)

(エ) ～ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(b) (略)

1 1. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

(削除)

① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) ～ (キ) (略)

(2) (略)

1 0. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車登録番号標交付申請書

①所有者の押印が必要（代理人が申請をする場合は所有者の押

印のある委任状でも可）

② 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

①押印が必要

(エ) ～ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) (略)

1 1. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人
が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名
のある委任状でも可）

② 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

む)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

1 2. (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書)

又は (自動車検査証交付申請書)

(削除)

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

(削除)

(e) (略)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) (略)

(オ) その他

① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

(2) (略)

1 2. (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書)

又は (自動車検査証交付申請書)

① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

① 譲渡人は押印

(e) (略)

(f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(削除)

(g) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(h) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）

(削除)

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(削除)

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(削除)

(f) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(g) ～ (k) (略)

(イ) (略)

(f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(g) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(h) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）

① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(f) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(g) ～ (k) (略)

(イ) (略)

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

（削除）

(イ) 及び（ウ）（略）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

(オ)（略）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(ク)～（サ）（略）

(2)（略）

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書

（削除）

1-2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

① 所有者、使用人の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用人の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

(イ) 及び（ウ）（略）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

(オ)（略）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(キ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ク)～（サ）（略）

(2)（略）

2. 自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書

① 所有者、使用人の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用人の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）ただし、使用者の氏名又は名称、住所若しくは使用の本拠の位置の変更

<p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 事由が確認できる書面等</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 所有者(名義)変更の場合 ・譲渡証明書(譲渡人は押印)</p> <p>(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)</p> <p>① <u>記名及び押印があるか若しくは署名が必要</u> 旧所有者のものは不要</p> <p>(オ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)</p> <p>① <u>記名及び押印があるか、若しくは署名が必要</u> ② <u>旧使用者のものは不要</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(ク) 自動車検査証</p> <p>(ケ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)</p> <p>(コ) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)</p>	<p>の場合は、所有者のものは不要</p>
<p>2-2. 構造等変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)</p>	<p>2-2. 構造等変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)</p>

<p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 事由が確認できる書面等</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 所有者(名義)変更の場合 ・譲渡証明書</p> <p>(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名があれば不要)</p> <p>(オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)</p> <p>① <u>旧所有者のものは不要</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) 自動車検査証</p> <p>(ク) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)</p> <p>(ケ) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)</p>	<p>の場合は、所有者のものは不要</p>
<p>2-2. 構造等変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)</p>	<p>2-2. 構造等変更検査を伴う場合</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)</p>

(削除)

- (イ) 及び (ウ) (略)
- (エ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (オ) 及び (カ) (略)
- (2) (略)

2-3. 二輪の番号変更の場合

- (1) 提出書類
- (ア) 自動車検査証記入申請書 (二輪番号変更)
(削除)

① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

- (イ) (略)
- (ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (エ) ~ (カ) (略)
 - (キ) その他
- ① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

- (イ) 及び (ウ) (略)
- (エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (オ) 及び (カ) (略)
- (2) (略)

2-3. 二輪の番号変更の場合

- (1) 提出書類
 - (ア) 自動車検査証記入申請書 (二輪番号変更)
- ① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

② 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

- (イ) (略)
- (ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (エ) ~ (カ) (略)
 - (キ) その他
- ① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

(削除)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む) を添付

(c) (略)

4. 所有者変更記録申請 (自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書

(削除)

(イ) ~ (エ) (略)

(オ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

(カ) (略)

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む) を添付

(c) (略)

4. 所有者変更記録申請 (自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書

① 新所有者の記名及び押印が必要 (代理人が届出をする場合は新所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

(イ) ~ (エ) (略)

(新設)

(オ) (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

(削除)

① 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

① 代理人が請求する場合は所有者の記名の記名のある委任状でも可

② (略)

(イ) (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

② 「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) (略)

その他

① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(2) (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が請求する場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

② (略)

(イ) (略)

<p>(ウ) 所有者の委任状（申請書に<u>所有者の記名</u>があれば不要） <u>(削除)</u> (2) (略)</p> <p>Ⅲ. 軽二輪 1. 新規届出 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合） (1) 提出書類 (ア) 新規届出書 ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入 ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者と同じ」「使用者の住所と同じ」と記入してもよい）</p> <p>(イ) (略) (ウ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要） <u>(削除)</u> (エ) (略) (オ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に<u>使用者の記名</u>があれば不要） <u>(削除)</u> (カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に<u>所有者の記名</u>があれば不要） <u>(削除)</u> (キ) ～ (コ) (略) (2) (略)</p> <p>1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場</p>	<p>(ウ) 所有者の委任状（申請書に<u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>があれば不要） ① <u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>が必要 (2) (略)</p> <p>Ⅲ. 軽二輪 1. 新規届出 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合） (1) 提出書類 (ア) 新規届出書 ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、<u>使用者印</u>押印（<u>記名押印に代えて署名でもよい</u>） ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者と同じ」「使用者の住所と同じ」と記入してもよい）、<u>所有者印押印</u>（<u>記名押印に代えて署名でもよい</u>）</p> <p>(イ) (略) (ウ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要） ①譲渡人は<u>押印</u> (エ) (略) (オ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に<u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>があれば不要） ① <u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>が必要 (カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に<u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>があれば不要） ①<u>記名及び押印</u>があるか、若しくは<u>署名</u>が必要 (キ) ～ (コ) (略) (2) (略)</p> <p>1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場</p>
--	---

場合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

(ウ) 略

(エ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(カ) ～ (ク) 略

(2) 略

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

(ウ) 略

(エ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ) ～ (ク) 略

(2) 略

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

- ①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
- ②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所

有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

③ (略)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧所有者のものは不要

(ク) 及び (ケ) (略)

(コ) その他

① 車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

(2) (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

① 申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

(イ) (略)

③ (略)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

(削除)

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

①旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

(削除)

①旧所有者のものは不要

(ク) 及び (ケ) (略)

(コ) その他

① 車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

(2) (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

① 申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(エ) 及び (オ) (略)

(カ) その他

① 軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

② 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

① 申請者欄：使用者の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）

② 申請の事由欄：申請の事由を記入、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(ウ) (略)

(削除)

(ウ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) 及び (オ) (略)

(カ) その他

① 軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

② 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

① 申請者欄：使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

② 申請の事由欄：申請の事由を記入（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ウ) (略)

(エ) その他

① 代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において軽自動車届出済証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返

<p>(2) (略)</p> <p>5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書</p> <p>①申請者（使用者）の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者と同じ」「使用者の住所と同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯</p> <p>(2) (略)</p>	<p>納する旨の記載を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書</p> <p>①申請者（使用者）の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者と同じ」「使用者の住所と同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

○「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」

（平成 19 年 1 月 31 日国自技第 200 号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 1 ～ 第 11 （略） 注 1 ～ 注 6 第 1 号様式（第 5 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">移動円滑化基準適用除外認定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 車名及び型式 2 車台番号</p> </div>	<p>第 1 ～ 第 11 （略） 注 1 ～ 注 6 第 1 号様式（第 5 関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">移動円滑化基準適用除外認定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 車名及び型式 2 車台番号</p> </div>

- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

(1) (略)

(削除)

(2)～(6) (略)

第 2 号様式 (第 5 関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 3 使用の本拠の位置
- 4 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
- 5 認定を必要とする理由
- 6 省略する添付資料

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)～(7) (略)

第 2 号様式 (第 5 関係)

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1	車名及び型式
2	車台番号
3	認定番号及び認定年月日
4	変更事項及び変更事由
5	変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) (略)
 (削除)
(2) (略)

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書	
殿	号 日
地方運輸局長	番 年 月
地方運輸局長	
年 月 日	日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。
	記

1	車名及び型式
2	車台番号
3	認定番号及び認定年月日
4	変更事項及び変更事由
5	変更年月日

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) (略)
(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所^に署名する。
(3) (略)

第3号様式(第8関係)

移動円滑化基準適用除外認定書	
殿	号 日
地方運輸局長	番 年 月
地方運輸局長	
年 月 日	日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第 条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。
	記

1 車名及び型式
 2 車台番号又は製造番号
 3 使用の本拠の位置
 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
 5 基準適用除外の期限
 (注意事項)
 本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1)・(2) (略)

参考 (第8関係)

運輸支局長 殿
 地方運輸局長
 基準適用除外認定の通知について

番 年 月 日

1 車名及び型式
 2 車台番号又は製造番号
 3 使用の本拠の位置
 4 基準適用除外を認定する条項及び条件
 5 基準適用除外の期限
 (注意事項)
 本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1)・(2) (略)

参考 (第8関係)

運輸支局長 殿
 地方運輸局長
 基準適用除外認定の通知について

番 年 月 日

別紙基準適用除外認定書（写）のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書（副）を添えて通知します。

(日本産業規格A列4番)

別表 (略)

別紙基準適用除外認定書（写）のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書（副）を添えて通知します。

(日本工業規格A列4番)

別表 (略)

○自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目（依命通達）

（平成 19 年国自環第 249 号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 （略） 第 1 号様式（認定申請書）（第 1 関係） （略）</p> <p>申請者の氏名 又は名称</p> <p>（略）</p> <p>備考 （日本産業規格 A 列 4 番）</p> <p>1 （略） 2 （略） 第 2 号様式（排出ガス耐久性証明書）（第 1 関係） （略）</p> <p>申請者の氏名 又は名称</p> <p>（略）</p> <p>備考 1 （略） 2 （略） 第 2 号様式（排出ガス耐久性証明書）（第 1 関係） （略）</p>	<p>別添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 （略） 第 1 号様式（認定申請書）（第 1 関係） （略）</p> <p>申請者の氏名 又は名称</p> <p>（略）</p> <p>備考 （日本工業規格 A 列 4 番）</p> <p>1 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 2 （略） 3 （略） 第 2 号様式（排出ガス耐久性証明書）（第 1 関係） （略）</p> <p>申請者の氏名 又は名称</p> <p>（略）</p> <p>備考 （日本工業規格 A 列 4 番）</p> <p>1 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 2 （略）</p>

第 3 号様式 (変更届出書) (第 2 関係)

(略)

申請者の氏名
又は名称

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 3 号様式 (変更届出書) (第 2 関係)

(略)

申請者の氏名
又は名称

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第 4 号様式 (変更承認申請書) (第 3 関係)

(略)

申請者の氏名
又は名称

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 4 号様式 (変更承認申請書) (第 3 関係)

(略)

申請者の氏名
又は名称

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

第 5 号様式 (低減性能向上改造証明書) (第 4 関係)

(略)

低減性能向上改造を行った者

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

第 5 号様式 (低減性能向上改造証明書) (第 4 関係)

(略)

低減性能向上改造を行った者

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について (平成 21 年国自環第 109 号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前										
<p>別添</p> <p>特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について</p> <p>第 1 号様式 (特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書) (第 2 関係)</p> <div data-bbox="550 1167 675 2072" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>申請者の氏名又は名称</p> <p>(略)</p> </div> <p>(注) (略)</p> <p>(日本産業規格 A 列 4 番)</p> <p>第 2 号様式 (算定燃費値取得済証) (第 6 関係)</p> <div data-bbox="834 1167 1125 2072" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(連絡先)</p> <table border="1" data-bbox="917 1189 1082 1715"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(日本産業規格 A 列 4 番)</p> </div> <p>注 (略)</p> <p>(削る)</p>	氏名又は名称	印	住所	電話番号	交付年月日	<p>別添</p> <p>特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について</p> <p>第 1 号様式 (特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書) (第 2 関係)</p> <div data-bbox="550 190 675 1095" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>申請者の氏名又は名称</p> <p>印</p> <p>(略)</p> </div> <p>(注) (略)</p> <p>(日本工業規格 A 列 4 番)</p> <p>第 2 号様式 (算定燃費値取得済証) (第 6 関係)</p> <div data-bbox="834 190 1125 1095" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(連絡先)</p> <table border="1" data-bbox="917 212 1082 739"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">印</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(日本工業規格 A 列 4 番)</p> </div> <p>注 (1) (略)</p> <p>(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。</p>	氏名又は名称	印	住所	電話番号	交付年月日
氏名又は名称	印										
住所											
電話番号											
交付年月日											
氏名又は名称	印										
住所											
電話番号											
交付年月日											

第3号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

(略)

(連絡先)	
氏名又は名称	
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本産業規格A列4番)

注 (略)

(削る)

第3号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

(略)

(連絡先)	
氏名又は名称	印
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本工業規格A列4番)

注 (1) (略)

(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

第4号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

(略)

(連絡先)	
氏名又は名称	
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本産業規格A列4番)

注 (略)

(削る)

第4号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

(略)

(連絡先)	
氏名又は名称	印
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本工業規格A列4番)

注 (1) (略)

(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

第5号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

第5号様式（算定燃費値取得済証）（第6関係）

(略)

(連絡先)

氏名又は名称	
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

注 (略)

(削る)

(略)

(連絡先)

氏名又は名称	
住所	
電話番号	
交付年月日	

(略)

(日本工業規格 A 列 4 番)

注 (1) (略)

(2) 連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

改正後	改正前
<p>第 1 号様式（第 5 関係）</p> <p>超小型モビリティの認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいたいで、別添の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 車台番号（又は製造番号） 5 使用の本拠の位置 6 運行地域 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 (別添 2 による。) 8 認定を必要とする理由 	<p>第 1 号様式（第 5 関係）</p> <p>超小型モビリティの認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住所</p> <p>下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいたいで、別添の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 車台番号（又は製造番号） 5 使用の本拠の位置 6 運行地域 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 (別添 2 による。) 8 認定を必要とする理由

9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

(削る)

(1) ~ (5) (略)

第2号様式 (第5関係)

超小型モビリティ認定変更申請書

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたい
ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車両番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

9 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(2) ~ (6) (略)

第2号様式 (第5関係)

超小型モビリティ認定変更申請書

地方運輸局長 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたい
ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車両番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

(削る)

(日本工業規格A列4番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所^に署名する。

第3号様式 (第7関係)

第3号様式 (第7関係)

超小型モビリティ認定書	番 年 月 日
殿	殿
地方運輸局長	地方運輸局長
<p>年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づき、超小型モビリティ認定する。</p>	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 車台番号 (又は製造番号)	
5 使用の本拠の位置	
6 運行地域	
7 基準緩和する条項並びに条件及び制限	
(注意事項)	
<p>認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことであ</p>	

超小型モビリティ認定書	番 年 月 日
殿	殿
地方運輸局長	地方運輸局長
<p>平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づき、超小型モビリティ認定する。</p>	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 車台番号 (又は製造番号)	
5 使用の本拠の位置	
6 運行地域	
7 基準緩和する条項並びに条件及び制限	
(注意事項)	
<p>認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことであ</p>	

る。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式 (第9関係)

超小型モビリティ認定取消し申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
車名及び型式	
車台番号	
種別及び用途	
取消しを受ける理由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

る。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第9関係)

超小型モビリティ認定取消し申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称及び住所		印
認定番号等	認定番号 認定年月日	
車名及び型式		
車台番号		
種別及び用途		
取消しを受ける理由		
備考		

(日本工業規格A列4番)

第6号様式（第11関係）

超小型モビリティの予備認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要
領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたい
ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号（又は製造番号）
- 5 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別
添2による。）
- 6 認定を必要とする理由
- 7 省略する添付資料
- 8 予定運行実施体制書（第7号様式による）

（日本産業規格A列4番）

備考
（削る）

第6号様式（第11関係）

超小型モビリティの予備認定申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要
領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたい
ので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号（又は製造番号）
- 5 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別
添2による。）
- 6 認定を必要とする理由
- 7 省略する添付資料
- 8 予定運行実施体制書（第7号様式による）

（日本工業規格A列4番）

備考
（1）印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(1)・(2) (略)

第7号様式 (第11関係)

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

- 1 運行上の条件及び制限 (運行地域及び運行計画)
- 2 使用者及び運転者に対する安全対策 (使用者の管理、運転者の教育)
- 3 その他運行上の安全対策
- 4 その他必要な事項

申請者の氏名又は名称
住 所

(日本産業規格A列4番)

(削る)

備考

(2)・(3) (略)

第7号様式 (第11関係)

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

- 1 運行上の条件及び制限 (運行地域及び運行計画)
- 2 使用者及び運転者に対する安全対策 (使用者の管理、運転者の教育)
- 3 その他運行上の安全対策
- 4 その他必要な事項

申請者の氏名又は名称
住 所 印

(日本工業規格A列4番)

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所^に署名する。

第8号様式（第11関係）

超小型モビリティの予備認定書	番 年 月 日
殿	
地方運輸局長	
年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 車台番号（又は製造番号）	
5 基準緩和する条項並びに条件又は制限	

（日本産業規格A列4番）

第10号様式（第12関係）

超小型モビリティの一時的運行申請書

第8号様式（第11関係）

超小型モビリティの予備認定書	番 年 月 日
殿	
地方運輸局長	
平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。	
記	
1 車名及び型式	
2 種別及び用途	
3 車体の形状	
4 車台番号（又は製造番号）	
5 基準緩和する条項並びに条件又は制限	

（日本工業規格A列4番）

第10号様式（第12関係）

超小型モビリティの一時的運行申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定
要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の
許可を受けたいたので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行の目的
- 6 一時的な運行の期間
- 7 一時的な運行の運行経路
- 8 一時的な運行における超小型モビリティの利用者

(日本産業規格A列4番)

備考

(削る)

型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所 印

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定
要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の
許可を受けたいたので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一時的な運行の目的
- 6 一時的な運行の期間
- 7 一時的な運行の運行経路
- 8 一時的な運行における超小型モビリティの利用者

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第 11 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一次的運行許可証

番 年 月 日
号

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一次的な運行を許可する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一次的な運行を許可する期間
- 6 一次的な運行の運行経路

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

第 11 号様式 (第 12 関係)

超小型モビリティの一次的運行許可証

番 年 月 日
号

殿

地方運輸局長

平成 年 月 日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一次的な運行を許可する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 車台番号
- 5 一次的な運行を許可する期間
- 6 一次的な運行の運行経路

(注意事項)

認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

(日本産業規格A列4番)	
参考 (第4別添1関係)	<p style="text-align: center;">地方公共団体等了承証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方公共団体等の長の氏名 印</p> <p>当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の氏名又は名称 2 車名及び型式 3 種別及び用途 4 車体の形状 5 合意している場所 <p style="text-align: right;">備考 (略)</p>
(日本産業規格A列4番)	

(日本工業規格A列4番)	
参考 (第4別添1関係)	<p style="text-align: center;">地方公共団体等了承証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">地方公共団体等の長の氏名 印</p> <p>当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者の氏名又は名称 2 車名及び型式 3 種別及び用途 4 車体の形状 5 合意している場所 <p style="text-align: right;">備考 (略)</p>
(日本工業規格A列4番)	

参考 2 (第 5 第 2 項関係)

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおりに使用者を特定したことを証明します。

記

- 1 特定した使用者
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 車台番号 (又は製造番号)
- 6 使用者を特定した日
- 7 運行の地域
- 8 その他必要な事項

(申請者の) 氏名又は名称
住 所

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 運行の際には携帯すること。
- (2) 軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考 2 (第 5 第 2 項関係)

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおりに使用者を特定したことを証明します。

記

- 1 特定した使用者
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車体の形状
- 5 車台番号 (又は製造番号)
- 6 使用者を特定した日
- 7 運行の地域
- 8 その他必要な事項

(申請者の) 氏名又は名称
住 所 印

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。運行の際には携帯すること。軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考3 (第5第4項関係)

地方運輸局長 殿 証明者の氏名又は名称 住 所 超小型モビリティ証明書 (予備認定用) 弊社が製作・販売する車名 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約しま す。 記	年 月 日
申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予 備認定を受けている超小型モビリティ (予備認定番号) と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型 モビリティです。	

(日本産業規格A列4番)

(削る)

参考3 (第5第4項関係)

地方運輸局長 殿 証明者の氏名又は名称 住 所 超小型モビリティ証明書 (予備認定用) 弊社が製作・販売する車名 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約しま す。 記	年 月 日
申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予 備認定を受けている超小型モビリティ (予備認定番号) と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型 モビリティです。	

(日本工業規格A列4番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所¹に署名する。

参考 4 (第 5 第 5 項関係)

年 月 日
地方運輸局長 殿
証明者の氏名又は名称 住 所
特定超小型モビリティ証明書
弊社が製作・販売する車名 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約しま す。
記
申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定 を受けている超小型モビリティ (認定番号) と同 じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティ です。

(削る)

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所¹に署名する。

参考 4 (第 5 第 5 項関係)

年 月 日
地方運輸局長 殿
証明者の氏名又は名称 住 所
印
特定超小型モビリティ証明書
弊社が製作・販売する車名 の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約しま す。
記
申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定 を受けている超小型モビリティ (認定番号) と同 じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティ です。

(日本工業規格 A 列 4 番)

参考5 (別添1 関係)

地方運輸局長 殿	年 月 日
証明者の氏名又は名称 住 所	印
誓 約 書	
使用する車名 、 車台番号 (又は製造番号) の超小型モビリティ について、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小 型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。	
(申請者と使用者が同一の場合)	
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の 制限を遵守します。	
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その 他の関係法令を厳守します。	
3 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分 等を受けようとも異議申し立ては致しません。	
4 事故時には、遅滞なく通報します。	
(申請者と使用者が異なる場合) 当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ	

参考5 (別添1 関係)

地方運輸局長 殿	年 月 日
証明者の氏名又は名称 住 所	印
誓 約 書	
使用する車名 、 車台番号 (又は製造番号) の超小型モビリティ について、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく超小 型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。	
(申請者と使用者が同一の場合)	
1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の 制限を遵守します。	
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その 他の関係法令を厳守します。	
3 1に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分 等を受けようとも異議申し立ては致しません。	
4 事故時には、遅滞なく通報します。	
(申請者と使用者が異なる場合) 当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ	

認定の趣旨について周知します。

(認定要領第4第1項(2)の者)
使用者特定証明書を使用者に対して交付します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2)・(3) (略)

認定の趣旨について周知します。

(認定要領第4第1項(2)の者)
使用者特定証明書を使用者に対して交付します。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)・(4) (略)

○貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成 25 年国自安第 66 号、国自貨第 37 号、国自整第 78 号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添 1</p> <p>管理受委託許可申請書</p> <p>令和 年 月 日 ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号</p> <p>運輸局長 殿</p> <p><委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地</p> <p><受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【受託営業所】 名称 所在地</p> <p>輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨</p>	<p>別添 1</p> <p>管理受委託許可申請書</p> <p>平成 年 月 日 ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号</p> <p>運輸局長 殿</p> <p><委託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地</p> <p><受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【受託営業所】 名称 所在地</p> <p>輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨</p>

物自動車運送事業法第29条第1項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理（点呼業務）
管理の範囲及び方法	(例) 別添 管理の委託受託契約書の写し及び管理の実施方法の細目 のとおり。
開始の予定日及び期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
委託及び受託を必要とする理由	(例) 深夜・早朝等運行管理者が不在の際、確実な点呼を実施し、もって輸送の安全を確保するため。

別添2

受委託事項変更届出書

令和 年 月 日
〇〇〇第〇〇〇号

運輸局長 殿

<委託者>
氏名又は名称
住所
代表者氏名

印

物自動車運送事業法第29条第1項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理（点呼業務）
管理の範囲及び方法	(例) 別添 管理の委託受託契約書の写し及び管理の実施方法の細目 のとおり。
開始の予定日及び期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託及び受託を必要とする理由	(例) 深夜・早朝等運行管理者が不在の際、確実な点呼を実施し、もって輸送の安全を確保するため。

別添2

受委託事項変更届出書

平成 年 月 日
〇〇〇第〇〇〇号

運輸局長 殿

<委託者>
氏名又は名称
住所
代表者氏名

印

<p>【委託営業所】 名称 所在地</p> <p><受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p>【受託営業所】 名称 所在地</p>	<p>輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。 (略)</p>
---	---

別添 3

<p>管理受委託終了届出書</p> <p>令和 年 月 日 〇〇〇第〇〇〇号</p> <p>運輸局長 殿</p> <p><委託者> 氏名又は名称 住所</p>
--

<p>【委託営業所】 名称 所在地</p> <p><受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名</p> <p>【受託営業所】 名称 所在地</p>	<p>輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。 (略)</p>
---	---

別添 3

<p>管理受委託終了届出書</p> <p>平成 年 月 日 〇〇〇第〇〇〇号</p> <p>運輸局長 殿</p> <p><委託者> 氏名又は名称 住所</p>
--

代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地	代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地
<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名	<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名
【受託営業所】 名称 所在地	【受託営業所】 名称 所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出
します。

許 可 年 月 日	令和	年	月	日
許 可 番 号				
受 委 託 の 終 了 日	令和	年	月	日
受委託を終了する理由	(例) 営業所廃止のため			

代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地	代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地
<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名	<受託者> 氏名又は名称 住所 代表者氏名
【受託営業所】 名称 所在地	【受託営業所】 名称 所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出
します。

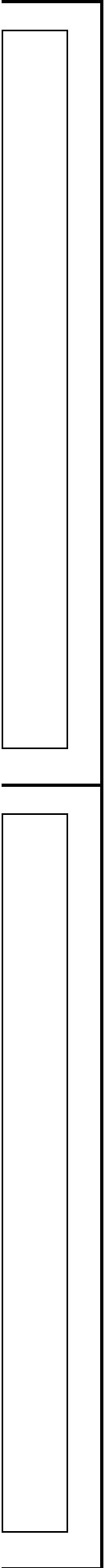
許 可 年 月 日	平成	年	月	日
許 可 番 号				
受 委 託 の 終 了 日	平成	年	月	日
受委託を終了する理由	(例) 営業所廃止のため			

別添4

許 可 書	号
委託者 ○○ 株式会社 代表取締役社長 ○○ 殿	○○○第
受託者 △△ △△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 殿	号
<p>令和○○年○○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託については、下記のとおり許可する。</p>	
記	
1 期間	令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日まで
2 営業所	(1)・(2) (略)
3 条件	(1)～(3) (略)
令和○○年○○月○○日 国土交通省○○運輸局長 ○○ ○○	

別添4

許 可 書	号
委託者 ○○ 株式会社 代表取締役社長 ○○ 殿	○○○第
受託者 △△ △△株式会社 代表取締役社長 △△ △△ 殿	号
<p>平成○○年○○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託については、下記のとおり許可する。</p>	
記	
1 期間	平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで
2 営業所	(1)・(2) (略)
3 条件	(1)～(3) (略)
平成○○年○○月○○日 国土交通省○○運輸局長 ○○ ○○	



改正後	改正前
<p>第 1 号様式（第 4 関係）</p> <p>搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇運輸局長 （又は沖縄総合事務局長） } 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>印</p> <p>下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車台番号又は製造番号 4 使用の本拠の位置 5 構造又は使用の態様の特殊性 6 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 7 認定を必要とする理由 	<p>第 1 号様式（第 4 関係）</p> <p>搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇運輸局長 （又は沖縄総合事務局長） } 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>印</p> <p>下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車台番号又は製造番号 4 使用の本拠の位置 5 構造又は使用の態様の特殊性 6 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 7 認定を必要とする理由

- 8 特定搭乗型移動支援ロボットの場⓪には、その基準緩和認定番号
- 9 省略する添付資料

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) (略)
- (2) (削る)
- (3)~(5) (略)

第2号様式 (第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

〇〇運輸局長
(又は沖繩総合事務局長) } 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 変更しようとする事項及びその理由

(日本産業規格A列4番)

備考

- 8 特定搭乗型移動支援ロボットの場⓪には、その基準緩和認定番号
- 9 省略する添付資料

(日本工業規格A列4番)

備考

- (1) (略)
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場⓪は、印の箇所に署名する。
- (3)~(6) (略)

第2号様式 (第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

〇〇運輸局長
(又は沖繩総合事務局長) } 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

印

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 変更しようとする事項及びその理由

(日本工業規格A列4番)

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(削る)

第3号様式 (第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書 ○○運輸局長 (又は沖縄総合事務局長) } 殿 申請者の氏名又は名称 住 所	年 月 日
下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1 基準緩和認定番号 2 車名及び型式 3 種別及び用途 4 車台番号又は製造番号 5 変更事項及びその理由 6 変更年月日	

(日本産業規格A列4番)

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第3号様式 (第5関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書 ○○運輸局長 (又は沖縄総合事務局長) } 殿 申請者の氏名又は名称 住 所	年 月 日
下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。	
記	
1 基準緩和認定番号 2 車名及び型式 3 種別及び用途 4 車台番号又は製造番号 5 変更事項及びその理由 6 変更年月日	

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(削る)

第4号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書		号
番	年	月
日		
〇〇	〇〇	殿
〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)		
年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援 ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸 省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する 場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。		
記		
1	車名及び型式	
2	種別及び用途	
3	車台番号又は製造番号	
4	使用の本拠の位置	
5	基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限	
6	基準緩和の期限	
(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう とするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和		

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第4号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書		号
番	年	月
日		
〇〇	〇〇	殿
〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)		
平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援 ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸 省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する 場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。		
記		
1	車名及び型式	
2	種別及び用途	
3	車台番号又は製造番号	
4	使用の本拠の位置	
5	基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限	
6	基準緩和の期限	
(注意事項) 本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう とするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和		

の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

第5号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

号
日
番
年 月

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
(又は沖繩総合事務局長)

年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援
ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

第6号様式 (第9関係)

の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

第5号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

号
日
番
年 月

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
(又は沖繩総合事務局長)

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援
ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

- 1 基準緩和認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 車台番号又は製造番号
- 5 変更事項及びその理由
- 6 変更年月日

(日本工業規格A列4番)

第6号様式 (第9関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）

年 月 日

〇〇運輸局長
（又は沖繩総合事務局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 初回の基準緩和認定
- 6 前回の基準緩和認定
- 7 構造又は使用の態様の特殊性
- 8 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 9 認定を必要とする理由
- 10 変更事項の有無

（日本産業規格A列4番）

備考

(1) (略)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）

年 月 日

〇〇運輸局長
（又は沖繩総合事務局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 初回の基準緩和認定
- 6 前回の基準緩和認定
- 7 構造又は使用の態様の特殊性
- 8 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 9 認定を必要とする理由
- 10 変更事項の有無

（日本工業規格A列4番）

備考

(1) (略)

(削る)

(2)・(3) (略)

第7号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書 (継続)

番 年 月 日
号 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
(又は沖縄総合事務局長)

年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第55条第1項 (同令第67条の規定により準用する場合を含む。) の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)・(4) (略)

第7号様式 (第8関係)

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書 (継続)

番 年 月 日
号 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇運輸局長
(又は沖縄総合事務局長)

平成 年 月 日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第55条第1項 (同令第67条の規定により準用する場合を含む。) の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車台番号又は製造番号
- 4 使用の本拠の位置
- 5 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 6 基準緩和の期限

(注意事項)

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

とすときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本産業規格A列4番)

参考1 (第1第3号関係)

〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)	}	殿	年	月	日
申請者の氏名又は名称 住所					
特定搭乗型移動支援ロボット証明書					
弊社が製作・販売する車名、型式の搭乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。					
1 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット(基準緩和認定番号)と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。					
2 申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行う体制をとっております。					

(日本産業規格A列4番)

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(削る)

とすときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

(日本工業規格A列4番)

参考1 (第1第3号関係)

〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)	}	殿	年	月	日
申請者の氏名又は名称 住所					
特定搭乗型移動支援ロボット証明書					
弊社が製作・販売する車名、型式の搭乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。					
1 現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット(基準緩和認定番号)と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。					
2 申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行う体制をとっております。					

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考2 (別添1 関係)

(搭乗型移動支援ロボット) 年 月 日

〇〇運輸局長 } 殿
 (又は沖繩総合事務局長)

申請者の氏名又は名称 所 印
 住 所
 誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、車台番号
 (又は製造番号) の搭乗型移動支援ロボットについて
 、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条
 第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規
 定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約しま
 す。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制
 限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他
 の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受け
 ようとも異議申し立ては致しません。
4. 事故時には、遅滞なく通報します。

(日本産業規格A列4番)

備考

(1) (略)

参考2 (別添1 関係)

(搭乗型移動支援ロボット) 年 月 日

〇〇運輸局長 } 殿
 (又は沖繩総合事務局長)

申請者の氏名又は名称 所 印
 住 所
 誓 約 書

弊社が使用する車名 、型式 、車台番号
 (又は製造番号) の搭乗型移動支援ロボットについて
 、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条
 第1項(同令第67条の規定により準用する場合を含む。)の規
 定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約しま
 す。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制
 限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他
 の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受け
 ようとも異議申し立ては致しません。
4. 事故時には、遅滞なく通報します。

(日本工業規格A列4番)

備考

(1) (略)

(削る)

(2)・(3) (略)

参考3 (別添1 関係)

地方公共団体承認証明書	年	月	日
〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)	} 殿		
地方公共団体の長の氏名	印		
当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。			

備考

(1)・(2) (略)

(日本産業規格A列4番)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)・(4) (略)

参考3 (別添1 関係)

地方公共団体承認証明書	年	月	日
〇〇運輸局長 (又は沖繩総合事務局長)	} 殿		
地方公共団体の長の氏名	印		
当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。			

備考

(1)・(2) (略)

(日本工業規格A列4番)

改正後	改正前
<p>第1～第8（略） 別表（略） 別添（略） 第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステツップバス認定申請書</p> <p style="text-align: center;">自動車局長 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 印 住 所</p> <p>下記のノンステツップバスの仕様について、標準仕様ノンステツップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 自動車製作者等名及び住所 3 製作工場名及び住所 <p style="text-align: right;">備考 (1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p> </div>	<p>第1～第8（略） 別表（略） 別添（略） 第1号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステツップバス認定申請書</p> <p style="text-align: center;">自動車局長 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 印 住 所</p> <p>下記のノンステツップバスの仕様について、標準仕様ノンステツップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 自動車製作者等名及び住所 3 製作工場名及び住所 <p style="text-align: right;">備考 (1) (略)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A列4番)</p> </div>

(削除)

(2) (略)

第2号様式

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) (略)

第2号様式

標準仕様ノンステップバス認定書

番 号
年 月 日

殿

自動車局長

年 月 日付けで申請のあった下記のノン
ステップバスの仕様について、標準仕様ノンステッ
プバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている
ことを認定する。

記

- 1 認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 自動車製作者等名及び住所

標準仕様ノンステップバス認定書

番 号
年 月 日

殿

自動車局長

年 月 日付けで申請のあった下記のノン
ステップバスの仕様について、標準仕様ノンステッ
プバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている
ことを認定する。

記

- 1 認定番号
- 2 車名及び型式
- 3 自動車製作者等名及び住所

<p>4 製作工場名及び住所</p> <p>(日本産業規格A列4番)</p>	
<p>備考</p> <p>第3号様式</p>	<p style="text-align: right;">号 日</p> <p style="text-align: right;">番 年 月</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステップバスの認定について (通知)</p> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、 月 日付けで申請のあったノンステップバスの仕様につい て、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書(写)及び 申請書類(副)を添えて通知する。</p>
	<p>別紙様式 (略)</p> <p>(日本産業規格A列4番)</p>

<p>4 製作工場名及び住所</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p>	
<p>備考</p> <p>第3号様式</p>	<p style="text-align: right;">号 日</p> <p style="text-align: right;">番 年 月</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステップバスの認定について (通知)</p> <p style="text-align: center;">標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、 月 日付けで申請のあったノンステップバスの仕様につい て、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書(写)及び 申請書類(副)を添えて通知する。</p>
	<p>別紙様式 (略)</p> <p>(日本工業規格A列4番)</p>

改正後	改正前
<p>別添 共通構造部型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>外国人等による届出等</u></p> <p>第 9 ～ 第 1 4 (略)</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>外国人等による届出等</u> (削る)</p> <p>外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第 9 ～ 第 1 4 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 1 ・ 別紙 2 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 2 号様式の 2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>附則 1 ～ 附則 6 (略)</p>	<p>別添 共通構造部型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>第 9 ～ 第 1 4 (略)</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>1 <u>申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p>2 外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第 9 ～ 第 1 4 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙 1 ・ 別紙 2 (略)</p> <p>第 1 号様式～第 2 号様式の 2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>附則 1 ～ 附則 6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 ～ 第 9 （略）</p> <p>第 10 <u>外国人等による届出等</u></p> <p>第 11 ～ 第 17 （略）</p> <p>第 1 ～ 第 9 （略）</p> <p>第 10 <u>外国人等による届出等</u> （削る）</p> <p>外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第 11 ～ 第 17 （略）</p> <p>別表（略）</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 3 （略）</p> <p>第 1 号様式・第 2 号様式（略）</p> <p>第 3 号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係）</p>	<p>別添 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領</p> <p>目次</p> <p>第 1 ～ 第 9 （略）</p> <p>第 10 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>第 11 ～ 第 17 （略）</p> <p>第 1 ～ 第 9 （略）</p> <p>第 10 <u>申請書等へ記入する署名等</u></p> <p>1 <u>申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p>2 外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第 11 ～ 第 17 （略）</p> <p>別表（略）</p> <p>別紙 1 ～ 別紙 3 （略）</p> <p>第 1 号様式・第 2 号様式（略）</p> <p>第 3 号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係）</p>

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証 明 番 号
年 月 日

製作者等の氏名又は名称
住 所

特定共通構造部の型式指定番号	
特定共通構造部の名称及び型式	
車名及び型式(※)	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備 考	

備考 (削る)

1. ※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式をいう。
2. 特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載は省略することができる。

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証 明 番 号
年 月 日

製作者等の氏名又は名称
住 所
印

特定共通構造部の型式指定番号	
特定共通構造部の名称及び型式	
車名及び型式(※)	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備 考	

備考 1. 印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

2. ※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式をいう。
3. 特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載は省略することができる。

別記様式 (略)
附則 1 ～ 附則 6 (略)

別記様式 (略)
附則 1 ～ 附則 6 (略)

○「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成 29 年国土交通省告示 1154 号）に係る取扱要領について（平成 29 年
 国自審第 1579 号、国自技第 171 号、国自整第 233 号、国自情第 177 号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領</p> <p>第 1 条・第 2 条（略） （事業者による改善措置済証の交付）</p> <p>第 3 条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第 1 項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）を当該自動車の使用者へ交付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 4 条（略） （申請者による改善措置済証の提出）</p> <p>第 5 条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象自動車にあつては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）を記載し、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた日から 15 日以内であれば、当該提出が行われている審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。</p> <p>3（略）</p>	<p>別添 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領</p> <p>第 1 条・第 2 条（略） （事業者による改善措置済証の交付）</p> <p>第 3 条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第 1 項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）に署名・押印をして、これを当該自動車の使用者へ交付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 4 条（略） （申請者による改善措置済証の提出）</p> <p>第 5 条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象自動車にあつては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）の日付印の押印を行い、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合には、当該提出が行われた日が審査結果通知日から 15 日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。</p> <p>3（略）</p>

第6条～第9条（略）
様式（改善措置済証）（第2条第2項関係）

管理番号

改善措置済証			
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3第1項の届出に係る改修を実施したことを証明する。			
1	リコール届出番号	2 車台番号	3 自動車登録番号 / 車両番号
4	改修作業 年月日	年月日	5 改修作業 実施者
6	発行者	事業者名 住所、電話番号	
7	備考	事業者名 住所	

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。

第6条～第9条（略）
様式（改善措置済証）（第2条第2項関係）

管理番号

改善措置済証			
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3第1項の届出に係る改修を実施したことを証明する。			
1	リコール届出番号	2 車台番号	3 自動車登録番号 / 車両番号
4	改修作業 年月日	年月日	5 改修作業 実施者
6	発行者	事業者名 住所、電話番号	
7	備考	事業者名 住所	

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。

○遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領（依命通達）（平成30年3月30日付国自技第256号）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別添 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領 第1～第9（略） 別表第1～第2（略） 第1号様式（第5関係）</p> <p>遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 	<p>別添 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領 第1～第9（略） 別表第1～第2（略） 第1号様式（第5関係）</p> <p>遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

8 認定を必要とする理由	
9 省略する添付資料	
備考	(日本産業規格A列4番)
(1) (略)	
(削る)	
<u>(2) ~ (5)</u> (略)	
第2号様式 (第5関係)	
遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書	遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書
地方運輸局長 殿	地方運輸局長 殿
申請者の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称
住 所	住 所
年 月 日	年 月 日
下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。	下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。
記	記
1 基準緩和認定番号及び認定年月日	1 基準緩和認定番号及び認定年月日
2 車名及び型式	2 車名及び型式
3 種別及び用途	3 種別及び用途

8 認定を必要とする理由	
9 省略する添付資料	
備考	(日本産業規格A列4番)
(1) (略)	
<u>(2)</u> 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。	
<u>(3) ~ (6)</u> (略)	
第2号様式 (第5関係)	
遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書	遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書
地方運輸局長 殿	地方運輸局長 殿
申請者の氏名又は名称	申請者の氏名又は名称
住 所	住 所
年 月 日	年 月 日
下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。	下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。
記	記
1 基準緩和認定番号及び認定年月日	1 基準緩和認定番号及び認定年月日
2 車名及び型式	2 車名及び型式
3 種別及び用途	3 種別及び用途

4	自動車登録番号及び車台番号	年 月 日
5	変更事項及び変更事由	
6	変更年月日	
備考 (1) (略) (2) (削る) <u>(3) (略)</u>		
(日本産業規格A列4番)		
第3号様式(第8関係)・第4号様式(第8関係)(略)		
参考1(第5関係)		
<p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>誓 約 書</p> <p>弊社が使用する車名 番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第5</p>		

4	自動車登録番号及び車台番号	年 月 日
5	変更事項及び変更事由	
6	変更年月日	
備考 (1) (略) (2) <u>印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。</u> <u>(3) (略)</u>		
(日本産業規格A列4番)		
第3号様式(第8関係)・第4号様式(第8関係)(略)		
参考1(第5関係)		
<p>地方運輸局長 殿</p> <p>申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>誓 約 書</p> <p>弊社が使用する車名 番号 の自動車について、道路運送車両の保安基準第5</p>		

5条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

備考

(1) (略)

(削る)

(2) ~ (6) (略)

参考 2 (第 5 関係) ~ 参考 4 (第 5 関係) (略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

5条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

備考

(1) (略)

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) ~ (7) (略)

参考 2 (第 5 関係) ~ 参考 4 (第 5 関係) (略)

(日本産業規格 A 列 4 番)

改正後	改正前
<p>共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 <u>外国人等による届出等</u>（削る）</p> <p>外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第9～第13（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>別記様式（略）</p> <p>別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>第12 <u>外国人等による届出等</u>（削る）</p> <p>外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併</p>	<p>共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領</p> <p>目次（略）</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 <u>申請書、届出書又は報告書等に記入する署名等</u></p> <p>1. <u>申請書、届出書又は報告書には、押印することによって、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p>2. <u>外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</u></p> <p>第9～第13（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>別記様式（略）</p> <p>別添2 共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>第12 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>1. <u>申請書、届出書又は報告書には、押印することによって、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p>2. <u>外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併</u></p>

記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13～第17 (略)

別表 (略)

第一号様式 (共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書) (第7関係)

受付番号 ^(※)	
受付年月日 ^(※)	年 月 日
国土交通大臣 殿	
共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書	
特定共通構造部の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称及び住所	
主たる製作工場の名称及び所在地	

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。
(削る)

(削る)
第二号様式 (既証明共通構造部型式証明申請書) (第9関係)

記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第13～第17 (略)

別表 (略)

第一号様式 (共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書) (第7関係)

受付番号 ^(※)	
受付年月日 ^(※)	年 月 日
国土交通大臣 殿	
共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書	
特定共通構造部の名称及び型式	
申請者の氏名又は名称及び印並びに住所	
主たる製作工場の名称及び所在地	

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

(1) ※印の欄は、申請者が記載しないこと。

(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
第二号様式 (既証明共通構造部型式証明申請書) (第9関係)

受付番号 (※)
 受付年月日 (※)

既証明共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書

国土交通大臣 殿
 年 月 日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び住所

異なる事項及び異なる事由

備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 ※印の欄は、申請者が記載しないこと。
 (削る)

第三号様式 (証明特定共通構造部 (IWVTA) 製作等廃止届) (第 1 0 関)

受付番号 (※)
 受付年月日 (※)

既証明共通構造部 (IWVTA) 型式証明申請書

国土交通大臣 殿
 年 月 日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所

異なる事項及び異なる事由

備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 (1) ※印の欄は、申請者が記載しないこと。
 (2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式 (証明特定共通構造部 (IWVTA) 製作等廃止届) (第 1 0 関)

係)

証明特定共通構造部 (IWVTA) 製作等廃止届	年 月 日
国土交通大臣 殿	
証明特定共通構造部の名称及び型式	
証明番号	
届出者の氏名又は名称及び住所	
製作等廃止事由	
備考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(削る)

第三号様式・第四号様式 (略)

別記様式 (略)

附則 1 ～ 附則 6 (略)

係)

証明特定共通構造部 (IWVTA) 製作等廃止届	年 月 日
国土交通大臣 殿	
証明特定共通構造部の名称及び型式	
証明番号	
届出者の氏名又は名称及び印並びに住所	
製作等廃止事由	
備考	

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式・第四号様式 (略)

別記様式 (略)

附則 1 ～ 附則 6 (略)

改正後	改正前
<p>別添 自動車の特定改造等の許可実施要領</p> <p>目次</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>外国人等による届出等</u></p> <p>第10・第11（略）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>外国人等による届出等</u> （削る）</p> <p>外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第10・第11（略）</p> <p>附則1～附則3（略）</p>	<p>別添 自動車の特定改造等の許可実施要領</p> <p>目次</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>第10・第11（略）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 <u>申請書等に記入する署名等</u></p> <p>1 <u>申請書、届出書又は報告書には、押印することによって、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。</u></p> <p>2 外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。</p> <p>第10・第11（略）</p> <p>附則1～附則3（略）</p>

附 則

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。